

第八十四回国会 法務委員会 議 録 第十五号

昭和五十三年四月十一日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

理事 中島 衛君

理事 西宮 弘君

理事 長谷雄幸久君

理事 加地 和君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

法務省矯正局長 石原 一彦君

委員外の出席者

警察庁刑事局調査統計官 小池 康雄君

警察庁警備局公安第三課長 福井 与明君

外務省経済協力局外務参事官 中村 泰三君

外務省国際連合局専門機関課長 木島 輝夫君

法務委員会調査室長 清水 達雄君

委員の異動

四月十一日

辞任

原 健三郎君

同日

辞任

補欠選任

中島 衛君

補欠選任

補欠選任

中島 衛君 原 健三郎君

四月十日

民法第七百五十条の改正に関する請願外一件(土井たか子君紹介)(第二八〇九号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員増員等に関する請願(正森成二君紹介)(第二八一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

人質による強要行為等の処罰に関する法律案(内閣提出第五二号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、人質による強要行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 この人質による強要行為等の処罰に関する法律案の前に、大臣にちよつとお伺いしておきたいことがあるのです。

それは、この法案とは関係のないことなんです。政府はこの前の国会に、ロッキード事件に関連して、贈収賄の刑の引き上げと、したがって公訴時効の延長、その法案を提出しているわけですね。これはロッキード事件のようなものをなくするための福田内閣の一枚看板だとか何とか言われておいて、出さず放して、法務省としてもこの法案について通してくれという話も全然ないし、大臣としてはどういふふうなお考えなんですか。このロッキード事件のための贈収賄、公訴時効の延長のこの法案、内閣提出刑法の一部改正が継続になっているのですが、これに対してどうい

うふうにお考えなんです。早く審議をしてほしいという御意向なんですか。

○瀬戸山國務大臣 ロッキード事件に関連して、政府で、御承知のとおりこういうものに対する対策本部を設けて行政のあり方あるいはこういう犯罪の防止対策をいろいろ検討いたしまして、その一環として贈収賄事件の刑罰をもう少し重くして対応する必要がある、こういうことで法務省としては御提案申し上げておるわけでございます。三木内閣のときからでございます。もうすでに前に提案しておるものでありますから、早く国会で処理をしていただきたいと思っておるわけでござい

ますが、国会の方でそのままになっておる、かような次第でございます。

○稲葉(誠)委員 だから大臣としてもそれでは困るんでしょ。困るから、早く内閣提出の刑法の一部改正を審議してほしいというわけなんですよ。法務省からさっぱりそういう声が出てこないのですよ。どういふわけなんだろう。

○瀬戸山國務大臣 法務省から声が出ておる出ておらぬかにかかわらず、ずっと前に御提案申し上げておるわけですから、速やかに御審議、御決定いただければ幸甚だ、かように考えております。

○稲葉(誠)委員 この人質による強要行為等の処罰に関する法律案について質問をいたすわけでござい

ます。

この資料によりますと、「過激派による人質強要事例」として昭和四十五年の三月三十一日の日航機の「よど号」乗取り事例が挙げられておるわけですね。五ページですね。この事例の概要はわかっていますからいいのですが、この「よど号」事件があつて、そしてどういふ法律ができたわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 「よど号」事件の起きたことにかんがみまして、昭和四十五年五月十八日、

法律第六十八号、航空機の強取等の処罰に関する法律、これを御制定いたしております。

○稲葉(誠)委員 いまの航空機の処罰の法律、それができて、航空危険法という法律はどういうときにできたわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、これは、この根幹は航空法の罰則の中にあつたのでござい

ますが、ハイジャック条約の批准に先立ちまして所要の措置を加えまして、単独法として立法されたわけでござい

ます。

○稲葉(誠)委員 そのいまの前の法律と後の法律、これは私もよくわからない、研究が不十分で

すけれども、あわせて一本の法律にするわけにはいかなかったのですか。

○伊藤(榮)政府委員 航空機の強取等の処罰に関する法律の方は、いわゆるハイジャック対策という

ことで、航空機に関する強盗罪の特別類型のやうなものをまとめて規定するということで規定して

おりますし、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の方は、先ほども申しましたやうに、ハイジャックというものを一応念頭に置か

ないで、そのほかの方法によつて航空の危険を生じさせる行為、これを網羅して規定しておる、こ

ういふわけで、それぞれ立法趣旨が違ひますので、一本の法律にはなっていない、こ

ういふわけでござい

ます。

○稲葉(誠)委員 いま刑事局長がハイジャックという言葉を使われましたね。ハイジャックとい

うのはどこから出てきた言葉なのですか。

○伊藤(榮)政府委員 私も正確な出どころはわかりませんが、昭和四十六年ごろであつたと思ひますが、な

まして、当時アメリカとキューバの間で航空機が亡命のために乗っ取られた、これを俗にハイジャックというふうになれともなく言い出して、それが国際的な慣用語になったというふうに、私も当時条約の政府代表代理として出ておりました、初めてそういう言葉を聞いたもので、アメリカの代表などに聞いてみますと、そういうことの説明でございました。なお語源的な探究はまだ遺憾なうらいたしてありません。

○稲葉(誠)委員 いや、一番大事なことで、ハイジャックというのは何だかわけがわからなくて、ただハイジャックという言葉を使っていたのではだめなんです。後ろのベンチにいる人、よく教えてあげなさい。あれはハイウエーにおいてジャックという人が強盗をやったということから始まったんじゃないの。そこら辺のところははっきりさせてください。審議が進まないのだよ。

○伊藤(榮)政府委員 ジャックというのは私も多少の知識はありますが、アメリカの強盗を意味する俗語でございす。それにハイがくっついたら、そのハイのくっついた理由はちよつとわかりません。

○稲葉(誠)委員 それではこちら、はいと言わねはいかないのだ。それでは、ハイジャックという言葉、ハイジャッキングという言葉も使っていますね、その言葉の意味をはっきりさせてください。しばらく待っていますから。

○伊藤(榮)政府委員 それでは今後、航空機強取というふうに申すことにいたします。

○稲葉(誠)委員 航空機強取と言ふのはいいのですが、あなた、ハイジャックという言葉を使ったから、よくわからないから聞いているので、どこかへ聞いてもらなさい。何かハイウエーでジャックという人が強盗したというところから始まったと言っていましたよ。そうじゃないのですか。これはアメリカの言葉だよ、アメリカのスラングだよ。ちよつとベンチの人、教えてあげなさい。

○伊藤(榮)政府委員 ただいまの御指摘にかんがみまして、アメリカの俗語を使ったことは適当で

なかったというふうに思いますので、私はハイジャックという言葉を使つた意味に解して使つたわけではございまして、現在国際会議等ではハイジャック、あるいはハイジャッキングという言葉は航空機の乗っ取りという意味に使つておられますので、語源を探究しなかつたのは怠慢だと言われればそれまででございますけれども、その点は鋭意研究をいたしておきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 鋭意研究するほどのことでもない。何かハイというのはハイウエーなのか。ハイウエーだと道路でしょう。航空機だとハイウエーじゃないですね。高いという意味なんじゃないけれども。

○瀬戸山(國務大臣) 私も歴史的に研究したことはないのですけれども、これはアメリカからはやつてきたといひますが、出てきた言葉だと思ひます。日本では最近のことでございますが、アメリカ等では高速道路なんかで、あるいはその他でも、あつた広い所でございまして車が通つておる、そうするとよくアメリカ人がハイイと言つて手を挙げますね、そうして乗り込んで強盗を働くとかなんとかいうことが行われる、そういうところからきたのだらうという話でございす。

○稲葉(誠)委員 大臣が出るほどのことじゃないです。そこでお聞きをしたいのは、最初に航空機強取法ができたときに、なぜ人質に関連することが航空機強取法の中に入らなかつたのですか、こう聞きたいわけなんです。というのは、これは質問を詳しく教えてあるわけなんです。本日はこまに言わない方がよかつたのですよ、質問の内容を教えない方がよかつたのだけれども、「過激派による人質強要事例」の中に「人質の解放状況」として「明示の要求行為なし(ただし、警察官に対して、逮捕することなく安全に逃走させることを暗黙のうちに要求)」2 人質は、二三名が福岡空港で解放され、云々、この資料に出てくるわけですね。だから、この資料に出てくることから見ると、これは後からつづいたのだらうと思ひます。この

資料は恐らく今度の法案をつくるのでつくつたのだらうと思ひますが、この資料から見れば、当然最初の航空機強取法ができたときに、人質に関連することがこの前のときに入つてなければならぬのじゃないか、こういうふうに入るのですね、その入つてなかつたのはどういふわけなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 お許しを得て便宜ハイジャックという言葉を使つていただきましたが、ハイジャックの歴史をちよつと振り返つてみる必要があるわけでございます。「よど号」事件が発生しました当時の状況を顧みるわけでございますが、「よど号」事件は、なるほど人質を乗せて運航支配して国外へ脱出をしたわけでありましたが、その人質と引きかえに国外脱出以外の特定の要求をいたしましたんでした。これが当時のいわゆるハイジャック事件の特色でございまして、当時起きましたものをいろいろ調べてみますと、記録に残つております一番最初のところが、昭和四十四年の八月にアメリカのTWA機が乗っ取られておりますが、これはアメリカがイスラエルにファントムを供与したことに對する報復の目的であつた、したがつて何の要求もない。それから同年十月にアメリカのナショナル機が乗っ取られましたが、これはキューバへ亡命する目的であつた。それから同じく十月にボーランド国営航空機が乗っ取られましたが、これは東独からの亡命目的であつた。それから十一月にアルゼンチンのアウストラル機が乗っ取られましたが、これもウルグアイへの亡命目的であつた。同月ボーランド国営航空機がやはり乗っ取られておりますが、これはボーランドからの亡命目的。それから昭和四十五年一月にアメリカのデルタ機が乗っ取られましたが、これはイスラエルの亡命目的。同月パナマ機が乗っ取られましたが、キューバへの亡命目的といふことで、「よど号」ハイジャック事件もこれと同じ亡命目的の範疇に属するものと思はれるわけでございます。当時、当時の状況からしますと、ハイジャックといふものは亡命目的で行われる場合がほとんどであ

りまして、乗客、乗員を人質にとつて、そして不法な要求をするといふのは四十七年以降に生じた現象であるわけでございます。したがつて、その当時の時点としては、航空機の強取あるいは運航支配行為、これだけを当面処罰の対象とすればよろしい、こういう考へで制定されましたので、今回御審議いただいておりますような人質強要行為、これについては立法が行われなかつた、こういう経緯でございす。

○稲葉(誠)委員 四十五年といふと、これは私が国会を休んでおつたときですから、参議院が終つて衆議院選挙があるまでの間ですからね、無理もなかつたかもしれないけれども、とにかくそのときの提案理由には人質との問題は全然入ってません。提案理由どこにある、それをちよつと読んでございなさい。最初の提案理由。

○伊藤(榮)政府委員 私も確かめておりますが、それは入つておりません。当時の提案理由、いまここに持つてきてないかもしれないが、そうすればおつつけ持参しまして読み上げます。

○稲葉(誠)委員 いや、持つてこなくてもいいですよ、それは。そう無理を言うのもあれだから、そこまで通告してないからあれですけどね。そうすると、その当時は、「よど号」事件が起きて航空機強取法をつくるに当然人質の問題は考えられたのではないのですか、全然考えられなかつた。

○伊藤(榮)政府委員 先ほど来私も記憶を喚起いたしました、航空機の安全に関する東京条約といふのは四十五年でございまして。まさにこの時期なんです、その当時私も会議にずっと出席しておりましたが、ハイジャッキングといふのはもつぱら亡命目的で、アメリカ人キューバといふ間のような亡命目的のことだけが論ぜられて、いづれの場合も目的地へ到達すると人質は解放されて安全にもどるところへ戻つておる、こういう状況でございましたから、その人質を盾にとつて何かの要求をするといふようなことを論じた人もなければ、それに対応すべき方策について述べた

人もなかったと記憶しております。

○稲葉(誠)委員 それは私も前のだれかの質問のときにその答えがあったように記憶しております。——テレビ討論会でだれかがそんなことを言っていましたね、記憶があります、それは。けれども、そうすると今度の資料の中では人質と書いてあるじゃないですか。これは本当は人質なのかどうなのか。いまになってみれば人質だったということなんですか。そのときの資料には人質のこと書いてなくて、今度は人質強要法だからというのでそれを持ってきて、この資料の中に、いかにも人質のようなことになった一つの一番最初の例にして書いてあるのはちょっと首尾一貫しないようにもとれるのですが、あるいは首尾一貫するのかわからない。どうなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 確かにこの資料の中には一番の「よど号」の乗っ取り事件とかあるいは浅間山荘とかそういうように特定の要求行為のないのが掲げてございますが、いずれにいたしまして、審議の御参考ということで、人質をとったような事案で世上喧伝されております事案を網羅しておりますので、そういう意味で御理解をいただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 何だかはつきりしないな。人質をとった事例を網羅している、この事件は人質をとったということになるの、この「よど号」事件は。ちょっとよく聞き取れなかったんだけれども、人質をとった例になるのかな。この「よど号」事件というのは、たしか強取法ができる前の事件でしよう。そうすると、強取法ができない段階でこの「よど号」事件というのは法律構成はどういう法律構成になるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 これは航空機の強盗、それから強盗の機会に操縦士等にけがをさせておりますから強盗致傷、それから乗客を乗せたまま連れていってしまいますから国外移送拐取、それから国外移送監禁、こういう罪名で処理しております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、それは全部併合罪になるのですか。併合罪になってくると最高どう

いうふうになるの。

○伊藤(榮)政府委員 一番重い強盗致傷の刑によつておると思ひますから、最高が無期になると思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこで、いまの航空機強取法とそれから航空危険罪というの、そのどっちに入れたらいいかということで議論のあるような案件があったんじゃないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 御質問の趣旨、必ずしも的確に理解できたかどうかはわかりませんが、航空危険処罰法と航空機強取等処罰法とは、先ほど申しましたように立法趣旨が違いますから、どちらへ入れたらいいかというような案件はちょっといま記憶がございません。

○稲葉(誠)委員 よく相談してよ、後ろと。ベンチと相談してください。

○伊藤(榮)政府委員 これは相談するまでもなく、そういうことはございせんでしたから。

○稲葉(誠)委員 ああ、そうですか。あなたの方の池田耕平という人いる。これは何をやってる人。来ている、きょう。

○伊藤(榮)政府委員 刑事局で最も若手の検事でございします。

○稲葉(誠)委員 この人が、法曹時報の三十巻の第二号に「航空機強取等防止対策を強化するため」の關係法律の一部を改正する法律について、この資料の中に出てきますよ。「対策本部における協議の過程で、爆発物等を業務中の航空機内に持ち込む罪の新設に關し、これを航空機強取法中に規定すべきか、航空危険法中に規定すべきかについて検討がなされた」というふうな書いてありますよ。これはどういう経過ですか。

○伊藤(榮)政府委員 私は先ほどの御質問を人質犯罪關係の事柄というふうな理解しましたから、失礼いたしました。

危険物を航空機内に持ち込む罪を航空機の強取の手段として取り締まるという観点でいくべきか、それとも一般的な航空の安全というところをえ方していくべきか、その点が一応立案過程で議論の対

象になった、こういう経緯を記しておるものと思ひます。

○稲葉(誠)委員 それで、いまの点は結局どうなつたんですか。

○伊藤(榮)政府委員 昨年御審議いただきましたように、航空危険処罰法、略称いたしますが、その第四条として「業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪」ということで新設を見たわけでございします。

○稲葉(誠)委員 ちょっとよくわからなかったんだけれども、それは航空危険法の中に規定するものが最も適當であると判断されて同法中に規定することとされたというんじゃないですか。いまそういう答えでしたか。——いまちょっと聞き取れなかったのですが、そうすると航空危険法というのと航空機強取法というのとは、これは片方は運輸省の所管で片方は法務省の所管かな。これ、併合して一本にするわけにいかないの。

○伊藤(榮)政府委員 先ほど申し上げましたように、航空危険処罰法の方はハイジャックと直接關係のないいろいろな航空の危険を生じさせる行為を罪として規定しておるのに対して、航空機強取法の方はまさに航空機の強取だけを取り締まりの対象としておりますので、これは仮定の問題でございしますけれども、航空危険処罰法の方は、今後いろいろな航空の発達その他の状況にかんがみましてさらに細かい罰則が必要になつてまいれば、これはほとんど手直しをされていくというふうな性格のものでございしますよ、航空機強取の処罰法の方は、航空機の強取あるいは運航支配に關することに限って、あるいはその周辺の事柄に限って規定をしていくという立法趣旨の違いがありますので、立法技術的にもあるいは法律の性格からいっても、なかなか一本になりにくいものだと思ひます。

○稲葉(誠)委員 それでは別のことをちょっとお聞きしますよう。

衆議院の法務委員会が附帯決議が付けられましたね。一から十一までの附帯決議がつけられたわけ

です。これは法務省だけのあれではないかもわかりませんが、これについてはその後どういうような対策を立てて、どういふふうに対処していったわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいまお尋ねに当たつて御指摘いただきましたように、附帯決議十一項目の中には私どもの所管でないものもございしますけれども、日航ダッカ・ハイジャック事件の後にできましたハイジャック等非人道的暴力防止対策本部の幹事を私させていただいておりますので、他省庁の所管される部分につきましては、私が対策本部の幹事として承知しておる範圍でお答えをいたしたいと思います。

まず第一項について申し上げます。これは御承知のように、政府といたしまして昨年十一月八日、ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部におきまして「ハイジャック等防止対策について」という対策要綱をとりまとめまして、その後同本部の幹事を恒常的に開催いたしました。そこに掲げました各種の対策の実施あるいは実施状況の点検を行いますとともに、さらに必要な措置があれば新たに取上げて講ずるという措置をいたして、鋭意努力いたしております。ちなみに昨年十月以降、対策本部は四回でございしますが、幹事会

は十一回開催をいたしております。

次に、附帯決議の第二項についてでございますが、國際的な相互協力の問題に關する部分でございします。この点についての私どもの關係の施策は次のとおりでございします。

去る三月三日、日米逃亡犯罪人引渡し條約が調印されたことに伴ひまして、犯罪人の引き渡しに關する國內手続について所要の整備を行いますとともに、犯罪人引き渡しに關する國際協力を一層推進いたしますために、わが國に対して引き渡し條約に基づかないで犯罪人を仮拘禁することの請求があつた場合の手続等に関する規定を新設することを内容といたします逃亡犯罪人引渡法の一部改正案を今国会に御提出申し上げて御審議をお願いしておるわけでございまして、これが成立すれ

は国際的相互協力が一層増進されることになろうと思ひます。

また、本年四月五日から、私も刑事局に、犯罪人の引き渡しや捜査共助あるいは司法共助など刑事に関する国際協力を推進いたすために国際犯罪対策室を設置いたしました。また、東京地方検察庁にいわゆる国際犯罪に関する資料、情報を収集整備するための国際資料課を新設いたしました。これからの新しい組織を中心として国際的協力体制の整備を図つていこうと思ひます。

それから、第三項は国連決議の実施促進その他の関係でございますが、外務当局の対策本部等における報告によりますと、国連の場で精力的に未加盟国に対するハイジャック関係三条約への加入の呼びかけを行つておるとのことでございます。また、未加盟国と航空等に関する条約、協定の交渉をいたします際、その他あらゆる機会を利用して、個々のハイジャック三条約に対する加盟を呼びかけていく努力をいたしておるとのことでございます。

さらに ICAO、国際民間航空機関の下部機関でございます不法行為防止委員会において、シカゴ条約の付属書の改定を行つて現在各国に承諾を求めておるといふような努力がなされておるとのことでございます。

次に、第四項の日本赤軍等過激派の捜査上の問題でございます。これは主として警察当局が外務省と協力してやっておられるわけでございますが、関係犯人を国際刑事警察機構、ICPOを通じて国際手配をいたしますとともに、一方外務省においては、それらの者の顔写真等所要の資料を在外公館等あるいは外国の当該機関等に送付をいたしまして、日本赤軍関係者等の情報の把握に努めておる、こういうふうな承知いたしております。

第五項は、暴力団犯罪や内ゲバ事件等の非人道的暴力行為に対する取り締まり等の問題でございますが、かような犯罪につきましては特に厳正な取り締まりを勵行していただくことをお願いいたします。

て、単に表面にあらわれた事件の処理に終わることなく、その背後関係についても徹底した捜査を実施いたしますとともに、公判におきましても特に悪性の情状立証に力を注いで厳正な科刑の実現に努めておるわけでございます。

なお、この種の事件におきまして、訴訟法上のルールを無視することによって裁判、すなわち刑罰の実現を不当に遅延させている事案が一部に遺憾ながら散見されますことにかんがみまして、国会に刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案を提出して、その速やかな成立を期待することによりまして過激派裁判の正常化を期したい、かように考えておるところでございます。

第六項は、機内持ち込み品の検査等の問題でございますが、昨年十一月十四日に開催されました ICAO、国際民間航空機関の理事会におきまして、わが国は西ドイツとともに手荷物検査の徹底それからダブルチェックの実施、空港警備体制の強化など六項目の決議案を提出いたしました。これが何らの反対なく採決されましたが、そのほか、昨年十一月から十二月にかけて運送省係官などが諸外国に派遣されました。日航南回り線の寄港空港合計三十五空港の中の、空港警備体制に問題がないかというふうな観点から、要チェックと思はれた十七空港を含めまして合計十九港について実情調査を実施いたしました。外国空港における安全検査の徹底等を期しておるといふことでございます。

なお、これらの外国空港のうち、日航の手によるダブルチェックの必要性があると認められた七空港については、現在までにこれを実施いたしておるようでございます。

それから、第七項の国際的な司法共助の関係でございますが、この問題につきましては、現在すでに具体的な事件ごとにより外交チャンネルを通じて関係国との間で協議の上実施しておるところであります。先ほど申し上げましたように、国際犯罪対策室が新設、発足いたしましたことに伴ひま

して、この対策室を中心に司法共助に関する各国立法例などを調査研究いたしまして、あわせて御決議の中にごさいます国内法の整備の要否をも含めて検討を加えて、一層効果的な司法共助の実現のために努力してまいりたいと思ひておるところでございます。

次に、第八項の逃亡犯罪人の引渡し条約の締結国を拡大する件でございますが、先ほど申し上げましたように、三月三日に日米犯罪人引渡し条約が調印されたわけでございますが、引き続きまして、その他の諸国とも可能な限りこの種条約を締結することが望ましいと思ひますので、現在、発足早々の国際犯罪対策室を中心に、相手国となるべき国の法律制度あるいはその運用ぶりについて調査中でございます。今後、外務省とも協力をいたしまして、必要性の高いと認められる国から順次条約を締結するよう努力を尽くしてまいらるつもりでございます。

それから、第九項のハイジャック関係犯人の逮捕に際しての努力でございますが、先ほど申し上げたとくちと触れましたが、警察からの連絡によりまして、ダッカ・ハイジャック事件の釈放犯につきましては、すでに ICPO を通じて手配済みであり、また、犯人のうち氏名を特定することができた者については、逮捕状の発付を得てこれに備えておるといふような状況で、鋭意捜査をいたしておる、こういう状況でございます。

第十項は、旅券発給制限の運用についての問題でございますが、この点につきましては、御決議の趣旨を体しまして、外務省におきまして、昨年十二月十九日に御決議の趣旨に沿う旅券法第十三条第一項第二号の改正部分についての取り扱い基準というものを定めて、これによって遺憾なきを期しておるようでございますが、法務省といたしまして、これに対応いたしまして、外務省に対して逃亡被告人あるいは通刑者等々通知をする関係の手続を定めました刑事局長通達を發し、運用が過度にわたることのないよう特段の措置を講じているところでございます。

第十一項につきましては、関係の各省庁の人たちがすべてこの御趣旨を体して行動しておるものというふうな考えをしております。

○稲葉(誠)委員 この人質による強要罪を犯した者が人質にされている者を殺したときは、死刑または無期懲役に処して、その未遂をも処罰する、こういうふうな法になつておるわけですが、これは、人質による強要罪を犯した者が人質にされている者を殺害しない場合でも死刑または無期懲役に処す、こういうふうな議論が出てきておつたのですか。

○伊藤(榮)政府委員 日航機ダッカ・ハイジャック事件の直後の関係者の一部の間には、あのような天人ともに許さないような犯罪については、人質の生命に危険があるとなかろうと死刑をもつて臨むべきではないかという声があつたことは事実でございます。しかしながら、改めてよくよくしく申し上げるまでもなく、死刑というものにつきましては、諸外国の趨勢あるいはわが国の法体系さらには死刑というものの重要性、こういうものから考えまして、その新設につきましては、やはり人の生命にかかわるというふうな問題を中心にして考へるべきであらうということから、その一部の御議論は、私も私としては採用することができない、こういう立場で今回のような法案の形になつておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、そのいま言った議論はどこの方面からどういふふうに出たわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 たとえば、当時、当委員会でもそういう御発言をなさつた方がおられると思いますが、政党内閣において、ダッカ・ハイジャック事件が議論されたような際にそういう声も出ておつたように記憶しております。

○稲葉(誠)委員 それは、現在の法体系から見ると非常に異例なものである、こういうふうな考えでよろしいわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 現在の法体系、さらには世界の趨勢を反映いたしまして死刑を極力減らすこ

とにしております改正刑法草案の立場、これがわが国がいま進もうとしておる立場を代表するものではないかと思うのでございますが、その立場、あるいは人命の生命に危険を及ぼさなかつたハイジャック行為に対しては、われわれが知り得る限りの世界のどの国も死刑をもつては臨まないこととしておるというようなことを考えますと、ハイジャックそのもの、あるいはハイジャック人質強要そのものに法定刑として死刑を設けることは、わが国の趨勢、諸外国の趨勢からしますと、やや行き過ぎの感がある、こういうことでござい

ます。
○稲葉(誠)委員 いま質問した衆議院法務委員会附帯決議が附せられておるのは一から十一までです。このうちであなたの方に關係しているものはどれとどれで、いまちよつと聞きましたけれども、今後それについてはどういふうに進めていこうというわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 法務省に關係のありますのは、第一項、これは各省庁にまたがっておりますから第一項、それから第二項、第五項、第七項、第八項、第十一項、これらが法務省に直接關係する部分だと思ひます。

それらにつきましての今後の努力の目標等につきましては、先ほど詳細申し述べたとおりでございます。

○稲葉(誠)委員 この規定の中で、第八十二回の国会において新設された航空機強取法の第一条第二項の規定を本法案に取り入れることになった、これはどういふわけで本法案に取り入れることになったわけでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 若干の経緯の御説明を申し上げます。

先ほど来申し上げておりますハイジャック等非人道的暴力防止対策本部におきまして、今後のその種非人道的暴力事件に対する対策がいろいろ検討されたわけでございますが、その過程におきまして、人質をとつて無法な要求をするという行為に何らかの方法で対処すべきであるという議論が

一致をいたしておつたわけでございますが、さしあたりダッカ日航機ハイジャック事件にかんがみましますと、航空機強取犯人がその乗客、乗員を人質にとつて無法な要求をするという行為についてまず真つ先に立法措置を講ずるべきである、しかる後、ハイジャック以外の、妙な言い方で恐縮でございますが、いわゆるその他ジャックとでもいふようなものに対する対策もなるべく速やかに検討し、立法化すべきである、こういう結論に達したわけでございます。

そこで、そういう關係から、航空機強取犯人が乗客、乗員を人質にして無法な要求をする行為についての立法をまずいたすことになったわけでございます。その立法いたしました際に、現行の航空機の強取等の処罰に關する法律の第一条に航空機強取行為そのものに対する罰則がございまして、当時新たにつくろうとした罪の形というものが、その強取行為を犯した者が人質を強要する行為であるということから、たつた一条ないしは一項の立法でございまして、航空機強取法の一条二項として新設をいたしたわけでございまして、ところで、その後一般的な人質強要の新設について検討いたしました結果、過激分子によつて犯されることが多いという事態に即した刑罰法規といたしまして、今回御提案申し上げております第一条の人質強要行為というのを新設することにしたわけでございます。

そういたしますと、改めて航空機強取等の処罰法をながめてみますと、先ほど申し上げましたように、航空機強取処罰法は強盜罪の特別類型という形で全体の構成がなされておりました。一方、人質強要という行為はいわば強盜罪の特別類型といふことでございまして、明らかに罪質を異にするわけでございまして、そういう意味におきまして、人質強要の一般規定のような形で御提案申し上げております法案の第一条を置きますというところになりますと、強盜罪の特別類型が強盜罪の特別類型を中心とする法律の中にはさまたつたような形になっております航空機の強取等の処罰に關する法律一条二項を第二条としてこちらの方に取り込みまして、そして統一的に強盜罪の特別類型として一まとめにした立法をいたすことの方が論理的にも通りますし、またこの法律をござんいたただく国民の立場から御理解が得やすいのではないかと、かように考へて、せつかく昨年御制定いただいた航空機強取法の一条二項でございまして、こちらの法案の方に取り込みまして理論的な整合及び理解の容易さを図つた、こういうことでござい

ます。
○稲葉(誠)委員 前回の国会の質疑の中で当然航空機強取法第一条第二項の規定についていろいろ議論があつたわけですが、これをこちらの方に取り入れるのではなくて、その議論があつた八十二国会の中から当然新しい法律をつくるということとは予想されておつたわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 当時御指摘もあり、私あるいは大臣からも御答弁申し上げておりましたところ、いづれは一般の人質強要の行為についての処罰規定を設けるつもりでございまして、御意検討いたしております、こういうふうにお答えいたしてお

ります。
○稲葉(誠)委員 この前の国会のときに今度のような法案がなぜ一緒に提案されなかつたわけなんでしょうか。その間の理由はどういふ理由でしようか。

○伊藤(榮)政府委員 航空機強取犯人が人質強要した行為についてはきつめて特殊な類型に属する犯罪でございまして、さういふ立法を見なわけでございますが、航空機強取以外の方法によりまして人質強要行為につきましては、立法いたします場合には考へ得る幅が相当広うございまして、たとえ改正刑法草案の三百七条にありますが、たとえ範圍を可罰行為として拾ひ上げるものもござい

ますし、あるいは要件をしぼつて、過激派対策として主として有効なものにしようということも考へられます。そういう、どの辺のしぼり方で立法するかという問題が一つと、それからもう一つは、身のしる金誘拐という、現在の刑法に規定がござ

います、それとの關係をどういふうに調整するかというふうな、この点は技術的な問題でござい

ますが、そういった種々の検討すべき点がございまして、八十二国会には遺憾ながら間に合なかつた、こういうことでござい

ます。
○稲葉(誠)委員 それはちよつとわからないといへばわからないのですが、その前の国会においていまのような場合などについては当然予想されたもので、当然そのときに一本にして出すというか、それが筋だつたのではないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 そうできればよかつたのでござい

ますが、その立法作業の手順からしまして日数がとうてい足りなかつたというのが偽らざるところでござい

ます。
○稲葉(誠)委員 日数が足らなかつたからではなくて、あなたの方とどこいふか、實際に立法に携わるものとの間に議論があつて、それがまとまらなかつたためにできなかったのではないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 全くそういうことはござい

ませんで、私も法務省内部でいろいろな犯罪のとりえ方をあれこれと検討して、最もベストだと思はれるものにやつと到達したのがことしの一月早々ということでございます、御指摘のよう

行使スルニ至ラシメタル者ハ」ということで、これは死刑だけの規定になっておるようでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、犯罪に対する威嚇力というのですか、抑止力というふうなことで、こういう法律ができればそういうふうなものはないんだ、効果があるんだ、こういうふうにお考えになっておられるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 およそどんな犯罪現象でありまして、刑罰を設けただけではそういう現象がなくなることは当然でございまして、他のあらゆる諸施策と相まなければならぬわけでございまして。しかしながら、そうかといって、刑罰について威嚇力ないしは犯罪抑止力があるというのも古くからの国民の伝統的な考え方でございます。そういう信念の上に立つて刑罰というものが定められ、もちろん刑罰と申しますからには、犯人の責任の度合いに応じた刑の量、あるいは犯罪の結果あるいは犯罪行為そのものの悪性に応じて法定刑の量というものが考えられるわけでございまして。反面その法定刑の持ちます威嚇力あるいは犯罪抑止力、こういうものを信じてながら刑罰を設けるわけでございまして、そういう意味におきまして一応犯罪抑止力あるいは威嚇力というものがある、こういうふうにお考えしております。

○稲葉(誠)委員 それは、威嚇力なり抑止力があるということはある程度あるかも知れませんが、けれども、それではまずこういうふうにお聞きしましょうか。確信犯というのは一体どういうふうなものだとお考えでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 一定の物の考え方につきましては的確信を抱いておる、それで、自分の確信を買き通すためには法に触れることもあえていらないというふうなものが確信犯の範疇に入ろうかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 すると、具体的な例を挙げるとどういふふうなことになるでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 具体的な例と申しまして、簡単に適切な事例を思い当たりませんが、たと

えば明治の初めごろございましたわゆる国事犯というふうな人はそういうものであろうかと思ひますし、また戦前戦後を通じて一部の右翼の人たちがやっておるようなことも一種の確信犯であらうと思ひますし、また自分たちの主張を貫くためには爆弾で人を殺傷するというようなこともあえて辞さないというふうなものも一種の確信犯に、常識的な意味における確信犯の範疇に入れてもいいのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、そういうふうな確信犯というものと、本法案を犯すものとの通常の関係はどういふふうになるでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 通常の、たとえばハイジャックを行つて人質をとつて無法な要求をするというふうな連中は、そういうことがおよそ法の許さないことであるというところは知つておりますけれども、自分たちの目的を達成するためにはこれをあえて踏みつけてやるという意味において一部確信犯に似たようなところがあると思ひますが、さりとて人質を皆殺しにするということをあえてしても自分の主張を貫くつもりであるかどうかという点に着眼いたしますと、必ずしも本當の確信犯でもないような色彩もあるのじゃないか。一概にはなかなか言えないのじゃないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、いろいろな問題が出てくるわけですね。昭和五十二年十月四日に内閣にハイジャック等非人道的暴力防止対策本部ができたわけですね。そこでいろいろなことが策定されたわけですね。航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案の案ができておるわけですね。いろいろ書いてあるわけですが、これは具体的にどういふ内容で、どういふふうになったのでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部におきまして一応の締めくくりとして出しましたのが、昨年十一月八日の「ハイジャック等防止対策について」というものでございまして、そこには第一から第七にわたりました、およそ政府関係機関として考え

得るあらゆる対策を網羅して掲記されておるわけでありまして。その第七に「法律改正」という部分がございまして、その一は「今臨時国会において航空機強取等防止対策を強化するための三法律の一部改正を図る」といたしまして、その①として「航空機の強取等の処罰に関する法律」、②として「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、③として「旅券法」ということがあつたわけでございまして。この点につきまして、御指摘のように第八十二国会において御可決いただいたいて、現在施行を見ておるわけでござい

ます。その②といたしまして「今後次の事項について検討する」とありまして、①が「刑事訴訟の迅速化を図るための刑事訴訟の一部改正」、②が「航空機強取者の人質強要行為に關し死刑をもつて臨む場合を設けること」、③が「航空機以外の場における人質強要罪の新設」ということでござい

ます。この今後検討すべきとされましたうちの①の事項に對應いたしますのが、刑事事件の公判の開始についての特例法案でございまして、②及び③に照應いたしますのが、ただいま御審議いただいております法案、こういうことになるわけでござい

ます。○稲葉(誠)委員 池田君が書いたものによると、昭和五十二年十月二十日航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案というのが出てゐるわけなんです、これはどういふふうになったのですか。これに關連して説明を願ひませんか。

○伊藤(榮)政府委員 先ほど申し上げましたように、航空機の強取等の処罰に關する法律、あるいは航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關する法律、それから旅券法、この三つの一部改正を、ただいま御指摘の一本の法律でお願いをいたしまして、その一つの法律の制定の結果、ただいま申し上げました三つの法律のそれぞれ一部が改正された、こういう経緯になっております。

○稲葉(誠)委員 前回の衆議院の法務委員会において附帯決議が附せられてゐますね。もうさつき説明がありました。それから参議院でも付せられてゐますが、これは大体同じ、多少違ふものもあるかも知れませんが、もし違ふものがあればそれも含めて、もうさつき説明がありましたけれども、衆議院の場合は一から十一、参議院の場合は一から十ですね、これについて一つ一つ御説明を願ひませんか。

○伊藤(榮)政府委員 参議院の方におきましては、衆議院で十一項に分けて御決議になりましたものを十項に整理をされて御決議になりましたので、内容においては出入りはないというふうにして、内容に於いては出入りはないというふうにして、先ほど御説明いたしましたことが参議院の御決議に對しましても妥協することとさせていただきます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、この中でたとえば「逃亡犯罪人の引渡し条約の締結国を拡大することについて努力をすべきである」とこれはあなたの方の所管だということを言われました。

〔横山委員長代理退席、委員長着席〕これは、いまは逃亡犯罪人は日本とアメリカだけで、すか、どうでしたか。ちょっと忘れましたが、それをどういふふうにしよというところなんです、どういふ努力をされてゐるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 御承知のように、現在のわが国の逃亡犯罪人引渡法は必ずしも逃亡犯罪人の引き渡しに条約の存在を要件とはいたしておりません。条約の締結のない国からの要求がありましても、相主主義の保障があり、かつその国の法制、社会事情その他から判断して相当と認めるときには、逃亡犯罪人を引き渡す手続を行うということが可能とされております。しかしながら、もちろん特定の国との間に引渡し条約が結ばれ得ますれば、引き渡しの条件等も明らかにありますし、またそれらの国との友好が一層増進されるわけでございまして、国際協力を深めるといふ意味では非常に望ましいことだといふふうに思ひわけでござい

ところで、今回日米間の条約を他に先がけて、全面改正という形ではございますが、締結をいたしましたのは、アメリカという国は、国内法におきまして引渡し条約のない国との間では引き渡しを行わないという法制をとっております数少ない国の一つでございます。したがって、アメリカとわが国との間で犯罪人の引き渡しをやりとりいたしますためには、整備された条約の存在が前提となるわけでございます。そういう意味で、まずアメリカとの条約の改定、これをいたしたわけでございます。

今後の問題といたしましては、先ほど申し上げましたようにそれらの国との間に条約が存在することがきわめて望ましいと思っておりますので、まずもってわが国と法制あるいは社会環境、そういったものの似通った国であり、かつ両国の間に国民の交流、往来が多い国、こういうものを取り上げながら順次条約締結のための努力をいたしていきたい、かように思っております。もちろん、引渡し条約の締結自体は外務省の所管でございますけれども、事柄の性質上、条約交渉に至ります前のいわゆるおせん立ては私どもがやらなければならぬ、こういう意味において今後努力をしてみたい、こう思っておりますわけでございます。

○稲葉(誠)委員　すると、逃亡犯罪人の引渡し条約は、いまはたしか日本とアメリカだけだと思いましたが、そこで、その内容について、ハイジャックとか何というか、これとの関連で、まず締結国の拡大と、それから逃亡犯罪人引渡し条約の内容の問題についてどういうふうな拡大をしていく、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員　このハイジャックの問題につきましましては、ハイジャック防止関係の三条約におきまして、ハイジャック行為というものは締結国相互間では引き渡し犯罪とするというふうな規定がございますから、そのハイジャック三条約の効力のみによっても相互引き渡しは可能でございますが、今回の日米犯罪人引渡し条約におきましては、もちろんそれらを含めてきわめて広範な罪

名を列挙いたしますとともに、その列挙に漏れしたものでありましても相互の法律によりまして長期一年以上の刑を法定刑といたします罪については引き渡しをする、こういうことになっております。

○稲葉(誠)委員　それはわかつていいますので、けれども、引渡し条約の締結国の拡大、これはあなたの方の所管ではないかも知れませんが、これについても、外務省かも知れませんが、これについてはとりあえず一体どこでどういうふうにしていったらいいというふうにお考えなんでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員　何分条約締結の交渉の相手方のことでございますから、どこの国ということとは私どもとして現段階で申し上げられませんが、けれども、たとえばヨーロッパ大陸に存在しますわが国とわりあい交流の活発な国、こういうようなものがまず考えられると思っております。

○稲葉(誠)委員　だから、具体的にこれは法務省の所管ではなくて外務省ですね。だと思えますが、余り聞くのも無理かとも思いますが、いままでは日本とアメリカとの間だけではないわけですか。

それ、その犯罪、これは一定に対象が決まっているわけですか。どういうふうになっているのですか。

○伊藤(榮)政府委員　現在わが国が犯罪人引渡し条約を結んでいる相手国はアメリカ合衆国一国でございます。それで三月三日に新しい条約の調印が行われましたが、まだ国会の御承認を得て批准をいたしておりませんので、現在は明治十九年に制定された旧条約が施行されておるわけでございますが、これは明治のそのころの両国の犯罪現象を前提にいたしました罪名列挙で引き渡し犯罪が制限されております。殺人、強盗、放火というような伝統的な犯罪に限って引き渡し対象にしておるといふことでございます。したがって、今回はその枠を大きく取っ払おう、こういうことで新しい条約が締結されておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員　新しい条約が締結されて、それ

でどういうふうにいま現在なっている状況ですか。

○伊藤(榮)政府委員　現在、批准承認のために国会へ提出されておまして、衆議院の外務委員会でおおむね御質疑が終了段階というふう聞いております。

○稲葉(誠)委員　その前の「国際的司法共助の強化が必要であるから、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備を検討すべきである」というのがありますね。これは法務省だけでやれることでないかも知れませんが、非常に問題が大きいですね。だから国内法の整備と言ってもなかなかすぐできにくい点があるかも知れません。法務省だけでなくて、外務省その他のこれに関連するのでしょうか、いままでは、これは七の点も法務省関連だと言われたから聞くわけですが、これについての国内法の整備云々とかんとか、いろいろな問題はどうかいうふうになっているのですか。

○伊藤(榮)政府委員　国際的司法共助についての国内法の整備の問題、いろいろなアプローチの仕方があろうと思っておりますが、その一つは、当委員会におきまして横山委員が御指摘になりました問題でございまして、民事訴訟法には外国裁判所への囑託の規定があるけれども、刑事訴訟法にはないのは不備ではないかという御指摘がございました。確かに、考えてみるとそれも真剣に検討いたさなければならぬ問題点であろうと思っております。一例を挙げますとそういうことがございまして、そのこと自体は、たとえば刑事訴訟法の改正ということになりましたらばまさに私どもの所管ということになりますので、その範囲でお答えしておいたわけでございます。

○稲葉(誠)委員　それは、恐縮ですがけれども全体の中の一部で、この附帯決議にもあるように「これに伴う国内法の整備を検討すべきである」とあるわけですから、いま言われたのはほんの一部ではないのですか。ですから、どういうふうに整備するかというのは後の問題になると思いませんか。

○伊藤(榮)政府委員　最も手取り早いのは、なるべく多くの国との間に司法共助協定といったものを結ぶことであろうと思っております。これは所管が外務省になりますが、私どもが最高裁判所事務当局ともよく打ち合わせをした上で外務省と協力して推進すべきことであろうと思っております。そういったいろいろな国と共助協定というふうなものを結びます場合に、たとえばアメリカ合衆国にありますが、そのような共助関係の基本規定というふうなものが要るのか要らないのか、要るとすればどんなものが望ましいのか、こういうことも将来の課題として関係者で詰めていかなければならぬのじやないか、かように思っております。

○稲葉(誠)委員　だから、いま言った点の国内法の整備というのは、考えられるのはその程度のものでいいですか。ほかにもいろいろあります。

○伊藤(榮)政府委員　検討の過程でいろいろ出てくるかもしれませんが、現在のところ考えられるのはその程度じやないかと思っております。

○稲葉(誠)委員　そうすると、いままあなたが言われたことについては、いつごろ、どういうふうな形で実現の見込みがあるというふうな理解してよろしいでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員　何分検討の緒にいたしたところでございますので、先ほど来申し上げております国際犯罪対策室を中心として、諸外国の司法共助、国際捜査共助の実態等を把握いたしまして、なるべくスピードを上げて研究をやっていくたい、こういうふうな思っております。

○稲葉(誠)委員　これもあなたの方の直接のあれではないかも知れませんが、逃亡犯罪人引渡し条約の締結国の拡大問題は、あなたの方でも関連して当然相談を受けると思うのですが、これは現在、どこどこが締結しておいて、なお拡大の見込みというふうなものはあるのですか。

○伊藤(榮)政府委員　お尋ねはわが国との締結国

の拡大のお話だと思ひますが、所管は外務省でございますが、事柄の性質上、法務省の方から言ひ出さなければ進行しない問題でございます。先ほど申し上げましたように、現在はアメリカとしか条約がございせんが、その他の国々であつて、これは日本が一方的に申し込んでもしようがありませんで、日本国との間に引渡し条約を結びたいという意欲のある国、これは大体わかつておりますけれども、そういう国を対象として、条約交渉前の、俗な言葉で言う根回しの作業をいたしたい、こう思つておるわけです。

○稲葉(誠)委員 そうすると、ハイジャック防止に關連いたします三つの条約がありますね。これは申し上げるまでもないことですが、東京条約、ヘーグ条約、モントリオール条約、これを日本は各批准しているわけです。この三つの国際条約の未加盟国というのは現在どのくらいあるのか。これは外務省に關連するのかもしれませんが、あなたの方でわかつておる範囲で結構です。

○伊藤(榮)政府委員 国連加盟国のうちの三分の一、条約によつて出入りがあるようでありまして三分の一からあるいは四割近いものが未加盟であると承知いたしております。その未加盟国の主なものは中近東、アフリカ諸国である、こういうふうにして承知しております。

○稲葉(誠)委員 この中にこういうのがありますね。「同条約の整備、改善並びに人質行為防止に關する国際条約の成立をめざして格段の努力をなすべきである。」これは参議院の附帯決議の三にあるわけですが、これはどういうことを意味しているのでしょうか。衆議院の方には直接のものはないようですね。

○伊藤(榮)政府委員 これは、西ドイツの提案によりまして現在国連の中に人質行為の防止に關する国際条約の草案をつくらますアドホック委員会ができておまして、これにはわが国も作業メンバーに加つて現在検討いたしておるわけでございます。その作業のことを御指摘いただいた、こういうふうにご考へております。

○稲葉(誠)委員 それから、衆議院の附帯決議の七です。これはあなたの方に關連しているのか、「国際的司法共助の強化が必要であるから、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備を検討すべきである。」こういうふうに出てくるわけですか。これはどういうふうに対処していけるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、国際的な司法共助の体制を整備するため、關係のあります各国の司法共助の実態あるいは法制等を調査いたしまして、それらの国々との間にできれば共助協定を結ぶというふうなことをまず中心として考へまして、これの關係で相手国に所要の立法が行われておる、その相互主義的な關連においてわが国においても国内法の整備が必要になる、こういうような場合には当然国内法の整備ということも考へていかなければならぬ。また一般的に、先ほど申しましたような訴訟法上こちらから向こうへ共助の囑託をいたしますための根拠規定が必要かどうか、必要があればどんな措置をすればよいか、そういうようなことを検討していくべきであらうと思つております。

○稲葉(誠)委員 この附帯決議については、いま言われましたように、一と二、それから五、七、八——十一はまああれですが、それが法務省の關係になつておる、こういうふうにお聞きをするわけですが、これに關連して、ハイジャック防止対策というのが第一次のものとしてハイジャック等非人道的暴力防止対策本部というのができておるわけですが、これで第一、第二、第三、第四、第五、第六、こういうふうにありますか、このうち法務省に關連する部分としてはどれがあるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 第一から第六までの間で法務省刑事局の直接關係する部分はほとんどございせん。ただ第四のところは「出入国管理令を活用してわが国の公安を害するおそれのある外国人の入国を阻止する。」というのがございまして、これがわが法務省の入国管理局の所管事項に直接關

連しておる、こういう状況であります。

○稲葉(誠)委員 そこで質問を大体もとの方に戻すわけですが、あなたの方の言うのでは、一部過激分子という言葉を使つておるわけですね、一部過激分子。それから、新東京国際空港開港關係會議といふのが五十三年の四月四日に開かれておつて「新東京国際空港の開港と安全確保対策要綱」といふのができておるわけですが、これに關連しては、こつちの方では第三が「極左暴力集團対策」となつておるわけですね。「極左暴力集團の不法行為に對しては、云々と、こういうふうになつておるわけですが、そこで、どういうわけであなたの方の提案と、新東京国際空港開港關係會議、これは法務大臣も入つておるのかどうか知りませんけれども、これとで文字の使い方というか、それが違つてきておるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 まあ文字の使い方につきましては、そのものを書きました主筆者でございせんから的確な答えはいたしかねるところでございますが、私もこの法案の適用対象として典型的なものとして考へております一部過激分子と申しますのは、要するにハイジャックなどをやつて人質をとつて無法な要求をするという、そのむちやくちやな行為をする連中を言つておるわけでございます。そういう意味でむちやくちやなことをやつた連中だという観点から見れば、三月二十六日の成田において見られましたような行動をした者たちも同様ということにはなるかもしれませんけれども、私もその成田の周辺でいろいろなことを起こした者、即ちいま御審議いただいております法案の適用対象となる行為者とは必ずしも考へておらないのでございまして、物事のあらう方がちよつと局面が違つておるために言葉が違つてきておるのじゃないか、かように思ひます。

○稲葉(誠)委員 そのとらえ方の側面が違ふというのは、どういふうな点が違つてこつちうふうな言葉といふか何というか、それが違つてくるわけでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 法秩序にあえて挑戦をして、自分の主義主張あるいは目的を貫くためには法秩序を踏みにじるということをあえてするといふ点については両者共通しておると思ひますけれども、現在私も御審議いただいている法案の対象として考へておりますのは、ハイジャック等を行つて人質をとつて、それをカタに不法な要求をするというふうな、非常に影響するところの大きい、また凶悪、悪質な犯罪を犯す者といふことを念頭に置いておるわけでございますが、ただいま御指摘の成田の問題については、ああいうむちやくちやなことをした連中というふうなとらえ方をしておられるわけですが、そういう行為をした者をとらえらる方において差があるといふふうに申し上げるよりしようがないのじゃないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 まだよくわからないのですが、きょうはこの法案の審議じゃないからそこら辺にしておきます。そこで、この法案の提案理由の説明を読みますと、いろいろなことがずつと非常に長く書いてあるわけですが、そこで一つの問題になつてくるのは「一部過激分子による」云々というふうな書き方で始まつておるわけですね。この「一部過激分子」といふ書き方というか理解の仕方といひますか、それはどういふものを指して言つておるわけですか。どういふ人たちというか、どういふグループというか。

○伊藤(榮)政府委員 まず頭にありますのが日本赤軍でございます。したがひまして過激分子といふのは、極左的な考え方を持つており、かつそれを行つたにあらわして法秩序に挑戦をするといふ人々を過激分子とここでは言つておるわけでございますが、そのうちの一部分、すなわち主として日本赤軍といふものを念頭に置いて、一部過激分子による航空機の乗取り、在外公館の占拠等の不法行為が最近一段と過激化、悪質化しておる、こういう指摘をしておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 その日本赤軍といふのはばくら

よくわからないのですが、これは具体的にどうい
うのを日本赤軍と言うのですか。

○伊藤(榮)政府委員 みずから日本赤軍と称して
おり、かつ一般の人たちから日本赤軍に属してお
ると認められるものを日本赤軍と言っておるわけ
でございますが、実体は、重信房子というものを
中心といたします約二十名から三十名の間の者が
現在ヨーロッパあるいはその周辺で行動をしてお
るというふうに警察関係等の情報によって認めら
れるところでございます。

なお、これを事実上あるいは心情的に支援する
グループが数百という程度の数で国内に存在する
というふうに推定されるというのが警察の見方で
ございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、ここに書いてあり
ます「一部過激分子による航空機の乗取り」と
いうのは、いま言う日本赤軍による航空機の乗
取りという意味に理解していいわけですか、この
提案理由説明書に書いてあるのは。限定してよろ
しいのですか。

○伊藤(榮)政府委員 わが国の国民によつて犯さ
れました関係においては日本赤軍というふうに御
理解いただいていいと思います。ただししかしなが
ら、世界的に見ますと、バーダー・マインホフと
いうようなのが西ドイツにございまして、中近東
を中心とするゲリラ活動もありまして、国際的に
はそういうものをひくくめて考えるべきだろう
と思っております。

○稲葉(誠)委員 そういうものに対する法的な対
策としては、一体いままでどういふような法律に
よつてそれが対象とされるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 刑罰的な対策としては、現
行刑法を初めいたします各種刑罰法規があるわ
けでございますが、例の「よど号」の事件を契機
につくられました航空機強取処罰法と申しますの
は、まだ日本赤軍が分裂する前の赤軍によつて犯
されたものでございまして、その当時もある程度
現在の日本赤軍に似た考え方を持っておる赤軍と
いうようなものの存在、その行為を念頭に置いて

つくられたという意味において、いわば過激分子
に対する対策の立法という色彩を持っておったこ
とは否定できないと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこで、この提案理由の説明を
読んでまいりますというところ、この前に航空機強
取法の改正を提案をして「航空機強取犯人による
人質強要に係る罪を設けることなどの措置を定め
ることとしたのであります。しかしながら、これ
らの措置は、この種事犯の再発防止のための抜本
的対策の一環として法改正を要する対策のうち、
早急に取りまとめの可能なものについてなされた
ものであります」と云々ということ、今度の
やつで第一と第二とこれを出しておるわけであ
る、これは提案理由の説明にあるわけですが、
そこで、私がわからないのは、今度の「第一、
人質による強要に係る特定の行為を処罰する規定
を新たに設けること、第二、人質による強要罪を
犯した者が人質を殺害した場合を特に重く処罰す
ることの二点を中心として本法律案を取りまと
め」というのですけれども、第一と第二の点に
ついては、なぜ八十二国会の中の航空機強取法の
中に入らなかったのか。それがどうもちょっとよ
く理解できないわけなんです。これはどうして
入らなかったのですか。

○伊藤(榮)政府委員 先ほども申し上げましたよ
うに、要するに準備が間に合わなかったわけであ
ります。

○稲葉(誠)委員 それは準備が間に合わなかった
からに違ひないけれども、どうして準備が間に合
わなかったのか。本会議の時間の連絡が来ました
から途中でやめまされけれども、どうして準備が間
に合わなかったのか。そんなに重要なことなら、
十分な対策というものを当然練っておられたわけ
じゃないのですか。どこが中心で練るのですか、
この法案は。

○伊藤(榮)政府委員 法務省が鋭意検討したわけ
でございますが、先ほども申し上げましたように、
人質強要行為といひましても、いろいろ
な段階がございまして、当面の対策として、ど

の段階での人質強要行為を処罰の対象にするか、
それから既存の身代金誘拐罪の規定との関係をど
う処理し、解決するかというような問題等がござ
いまして、そのために約二カ月半を要した、こう
いう事情でございまして。

○稲葉(誠)委員 いま本会議の連絡がありまし
て、一時十分から本会議だそうですから、後で聞
きますけれども、なぜそんなに二カ月半もかかっ
たのか、そこら辺のところは、きょうじゃなくて、
別の機会に聞きますから、ゆつくり検討してい
てください。そんなものは二カ月もかかるわけは
ないもので、二カ月もかかったということは、どこ
かにひっかかる点があったわけですね。どこ
にかどうかですね。なぜ二カ月半もかかった
か、そこら辺のところを詳しく今度聞きますか
ら……。

○鶴田委員長 午後二時再開することにし、この
際、暫時休憩いたします。
午後零時三十五分休憩

午後二時四分開議

○鶴田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○稲葉(誠)委員 質疑を続行いたします。稲葉誠一君。
質疑を続行いたします。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 これは重要な問題になつてまい
りますので、この前のときに法案を出しておるわ
けですが、それと別個にまた今度法案を出したわ
けなんです。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理着席〕
そのときに、あれこれあれこれいろいろ法案をつ
くるのに約二カ月ぐらいかかったという説明をさ
れたわけですが、二カ月かかったものをここで二
カ月かかって説明しろというのは無理ですからそ
うは言いませんけれども、そうですね、一時間ぐ
らいは言ひたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 ダック日航機ハイジャック
事件が起きました、これに対処するための立法が

必要であるということで検討したわけでありま
す、先ほど来申し上げておりますように、航空機強
取処罰法の一、二項に入りましたあの関係の規定
につきましては、極端に言えば夜を日に繼いで
作業の結果、第八十二臨時国会に間に合せたわ
けでございますが、遺憾ながらこの一般的な人質
強要罪の規定につきましては検討すべき問題点が
多岐にわたりましたので、同国会に間に合なかつ
たわけでございます。間に合わないということ
になりますと、次はただいま御審議いただいで
おるこの国会をめぐって作業を進めることにな
るわけでございます。そういうことになりますと、夜
を日に繼いでその分だけにかかわつておるわけに
まいらぬわけでございます。今国会にいわゆる
前広に間に合うような手順をもつて鋭意検討を進
めた、その結果二カ月を要してことしの一月早々
にただいまの案がまとまつたということござい
ます。いま仰せられまして振り返つてみますと、
昼夜兼行でいたしておればもう少し早くできたの
ではないかと思ひますが、いざいざいざいざいざ
いたしましても今国会のわりあい早い機会に御提
案できたわけでございます。一応私どもはそれ
なりの手順を踏んで作業を進めたというふうに考
えております。

○稲葉(誠)委員 私の記憶に間違いがなければ、
これは三月の七日か八日に提案したのじゃなかつ
たですか。どうして国会の冒頭に提案できなかつ
たのですか。

○伊藤(榮)政府委員 私どもとしては比較的早い
時期に事柄の準備をいたしておりましたが、政府
全体といたしまして予算関係法案をどうしても先
行させるといふような事情があつたと思ひます
が、政党内閣における御審議とか法制局審査とか
いろいろな手続がございまして、たしか三月七日
の閣議にかけていただいた、こういうふうと思つ
ております。

○稲葉(誠)委員 そうすると法務省内部でこれに
ついてまずどのような主な議論があつたわけであ
るか。二カ月かかったというのだからいろいろ議論

があつたと思うのです。内部の問題でいろいろあると思うので、全部を言えというわけにもまいらないが、主な議論としてどういふ議論がこの法案についてございましてか。たとえば航空機強取法に規定するものとか、航空機強取法に規定するものとか、どっちに規定したらいいかという議論を技術的にあつたと思ひますが、全体としてどういふ議論があつたのだろうか、これを私も是非に知りたいたうございまして、説明をお願いしたいと思います。

○伊藤(義)政府委員 先ほども御説明いたしましたように、昨春秋のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部におきます対策要綱の中に、ただいま御提案申し上げておる法案の関係では二つの検討事項の指摘があつたわけでございます。一つはハイジャック以外の方法による人質犯罪に対処するための立法を検討することであり、いま一つは、ハイジャックを含めてどういふものについて死刑をもつて臨む場合について検討をする、こういう二つの事項があつたわけでございます。

そこで、私も、その二つの事項を念頭に置きながら、人質強要罪の構成要件をどういふふうに決めていくべきかということをまず考え始めたわけでありまして、その人質強要罪の構成要件を定めます場合の考え方として、大きく分けて二通りの考え方があるわけでありまして、一つは、人質強要一般を処罰する、そういう構成要件を定める方法であります。これは改正刑法草案三百七条にあるような構成要件を考へる考え方でありまして、もう一つは、それは若干の観点を異にし、まして、最近の過激分子によるこの種事犯の実態に対応するための限られた構成要件を考へる、こういう考え方でございます。

この二つのいづれをとるべきかということについて検討しまして、その結果、改正刑法草案がとつておりますような一般的な人質強要罪ということになりますと、およそ人質強要行為を犯した者に一般的に適用される構成要件ということにな

りますために、刑の上限から下限に至る幅を相当考へなければならぬというやうな問題、あるいはその中には犯罪類型が具体的には千差万別でありますから、それらに一々応ずるためには、たとえば解放滅殺のやうな規定が要る場合があるのではないかという問題等があるわけでございます。

一方、最近の事態に対応することをもつたら当面の対処策といひまして構成要件をしぼる考えでまいりますと、どういふ要件でしぼっていくのが最も客観的に合理的であるか、かつ、そういう重い刑に処せられては困るやうな案件が紛れ込むやうな構成要件では困るというところで、その構成要件のしぼり方についていろいろ考へ方を拾ひ上げてみまして、それを消去法により、あるいはどれかを選択するというやうな方法によりまして、ただいまごらんいただきますやうに「二人以上共同して、かつ、凶器を示して」といふ要件でしぼる、こういうことになつたわけでございます。

なお、前者の広く人質強要罪一般を規定するという点につきましては、刑法全面改正の際になお見直すべき点が若干あるのではないかと、すなわち、身代金誘拐罪との関係でありますとか、人質強要罪を刑法典中のどこに規定するか、そのことは罪種というものの考へ方にも影響されるわけでございます。そういう観点から現在のやうな案に落ちついたわけでございます。

もう一つの論点の、死刑をもつて臨むべき場合という点につきましては、これもけさほどちよつと御指摘がありお答え申し上げましたやうに、一部の方の中には、ハイジャック、人質強要、それだけで、人の生命に危険が及ぶと及ぶまいと、もうすでに死刑に相当する犯罪ではないかという御議論があつたことを念頭に置きまして、慎重に検討いたしました。その結果は、これもけさほど申し上げましたやうに、世界的な死刑制度に対する風潮、わが国の死刑の定め方の変遷並びに將來への動向、さらには実際の裁判における死刑適用の実態、こういうものを考へますし、さらに立

法技術的に多少無理をして死刑を設ける場合を考へるといふことにいたしますと、構成要件を何重にもしぼつていって、本当にぎりぎりのケースについて死刑を科するといふことが可能になるというやうな考へ方があつたわけでございますが、そういう考へ方からいいますと、場合によりまして、構成要件をぎりぎりしぼることによりまして、当該犯罪が一種の政治的な色彩を呈するという結果になることも予想されたのでございまして、そうなりますと、この種テロ行為、テロ活動をする非人道的暴力過激集団あるいは過激分子、こういうものを政治犯扱いしないで一般凶悪犯罪人として扱おうとする国際的風潮にも明らかに背馳することになるわけでございます。結局ただいまごらんいただいておりますやうな死刑の規定の仕方になつておるわけでございます。

これらの過程を経てこういう案になつたわけですが、ただいま申し上げましたやうな問題と申すものは、法律専門家と申しますか法律専門屋と申しますか、そういう者どもが集まつて議論をいたしますと、一つの事例でも一週間や十日議論の尽きないテーマでございます。そういうことで慎重に検討作業を繰り返した結果ごらんのような案に落ち着いた、こういう事情でございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、人質による強要罪の場合は、現行刑法ではどういふ規定になつておるわけですか、どこへ入るわけですか。

○伊藤(義)政府委員 現行刑法ではこれに比つた構成要件がございせんので、人質による強要行為を現行刑法の規定に当てはめて分解いたしました。逮捕監禁罪及び強要罪ということになるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、逮捕監禁罪と強要罪との関係はどういふ関係になるのですか。牽連犯か何かになるのですか。これは一所為数法という形になるのか、あるいは併合罪になるのか、どういふふうになるのですか。

うに、強要罪は、わが現行刑法におきましては親族等に対する場合だけが対象になつておりまして、いわゆる人質によつて全くの第三者に強要する場合はこれに該当しませんから、その場合には逮捕監禁罪だけで処置をするということになるわけですが、いづれにしても、強要罪が成立いたします場合には逮捕監禁罪と強要罪が併合罪の関係になると思ひます。

○稲葉(誠)委員 併合罪になるといふと、法定刑はどういふふうになりますか。

○伊藤(義)政府委員 逮捕監禁罪の法定刑の上限が懲役五年でありますから、これの二分の一を加えました七年六月以下、こういう処断刑になります。

○稲葉(誠)委員 そうすると、その処断刑をもつては足りないということになつてきて本法案が出てきた、こういう理解の仕方ですか。

○伊藤(義)政府委員 まず、端的に申し上げますと、人質をとつて、これを盾にして無法な要求をするという行為は、それ自体非常に憎むべき行為でありまして、国民的な感情からいって嚴重に処罰されるべきであるというふうな考へられるわけでありまして、これに正面から対応する構成要件がないという状態は改めなければならないということが一つであります。

もう一つ、そういう正面から取り組む構成要件がないために、既存の刑法法規で対処いたしますと、ただいま申し上げました程度の刑で処断をせざるを得ないということになるわけでございますが、翻つて、たとえばアラブグループ事件とかいふやうなハーフ事件等を想起いたしますれば、それがその程度の刑をもつて臨むところの構成要件にしか該当しないということでは、十分な刑罰の効果が期待できない、こういうわけでありまして、要するに、そういういた惡質な犯罪に対して正面から取り組む必要と、それから適當なる量の刑が盛れるやうなもので対処する必要がある、この二点から第一条の罪、これを設けておるわけでございます。

○稲葉(義)委員 そうすると、前に説明がありました「よど号」事件のときはまだこの法律はあつたらなかったわけですから、罪名の説明はありましたが、それに加減や何かしていくと、どういふふうな刑になつてくるわけですか。上限は幾らになつてくるわけですか。

○伊藤(義)政府委員 「よど号」事件の場合には、先ほども申し上げましたように強盗致傷、国外移送目的の擄取、同移送監禁、こういうことになるわけでごさいます。そのうち監禁と国外移送目的の擄取とは一所為致法の関係になると思ひますが、強盗致傷とその他の罪とは併合罪の関係になるだらうと思ひます。そこで、これらの罪の中で最も重いものを求めますと、強盗致傷の無期または七年以上の懲役であります。したがって、強盗致傷の刑に所要の併合罪加重をするわけでありまして、すでにして上限が無期でありますから、無期以下で処断をする、こういうことでごさいます。現に共謀犯人の一名について判決が言い渡されております。

○稲葉(義)委員 そうすると、そういう場合には、今度できる本法の適用は別になくともやつていけるわけですか。無期になるわけだし、どうなんですか。特に本法を適用しなくてもいいのじゃないですか。ただ、五年以上というところに引かかるのかな。これはどうなるの。

○伊藤(義)政府委員 「よど号」の場合にはまずもって五人の乗客等だけが負けておりますからそういうことになるわけですが、けがを負わせないければ有期懲役の範囲内で処断すべきことになる。「よど号」の場合は、航空機の機体そのものを占有奪取したという意味において強盗罪を適用しましたからいいわけでありまして、たとえば大使館占拠のような場合になりますと、強盗罪の適用はできない、すなわち逮捕監禁だけ、こういうことになる五年以下で処断をせざるを得ない、こういうことになるわけでごさいます。

○稲葉(義)委員 きょうは、まだ別の機会に質問するので質問を残しておきますが、この法案と暴

力行為等処罰ニ関スル法律との関係でお聞きをしたいと思ふのですが、暴力行為のときは提案理由はどういう提案理由でしたか。あれはいつでしたか。できたのは大正十何年でしたか。

○伊藤(義)政府委員 大正十五年に暴力行為等処罰ニ関スル法律が帝國議會に提案されたときの理由については、ただいま持ち合わせませんので、いづれ取り寄せて御説明申し上げます。

○稲葉(義)委員 じゃ取り寄せて説明してもらいたい。それは非常に重要なことですよ。委員長代理は笑つていますが、笑われることではないので、非常に重要なことですよ。なぜ重要かというのを説明します。ということは、これは答へられますか。暴力行為等処罰ニ関スル法律、これをいろいろ組み合せますと——数人共同して何とかしたとか威嚇したとかいろいろな組み合わせをしますと、一体構成要件として幾つぐらひできてるのですか。これはむづかしいですよ。

○伊藤(義)政府委員 とつきにお答えをして間違ふといけませんから、よく計算をした上でお答えします。

○稲葉(義)委員 じゃその計算ができた上で今度の法案との関係その他についてお尋ねをしたいと思ひますので、区切りがいいから、きょうはこの程度にして、次回に続行いたします。

大臣に何も聞かないのは失礼ですから、大臣にもお聞きしたいと思ひますが、——大臣でなくて刑事局長にこれだけ聞いておきましょう。この法案がなかったら、この法案に当たるような行為は現行法ではどういふふうになりますか。

○伊藤(義)政府委員 第一条の罪につきまして、典型的な事例を考えると逮捕監禁罪だけあります。それから、それに関連して凶器を示しますから、銃刀法に該当する場合がある程度あると思ひます。それから、言葉が悪くて申しわけありませんが、バスジャックとかいふようなことになりまして、バスそのものを乗取る関係上、強盗罪に当たる場合もあるかと思ひます。第二条の罪につきましては、ハイジャック処罰

法第一条第一項の航空機強取罪、それと逮捕監禁、以下銃刀法違反、多くの場合銃刀法違反、こういうふうなことになるかと思ひます。

○稲葉(義)委員 これで終わりますが、いまの点をもう少し詳しくこの次までに準備しておいてください。この法案がなかった場合に、この法案に該当する行為がどういふ罪になるかということはないかなむづかしいですよ。そう簡単に言えるものではない。いま言ったようなことであつたとしても、いろいろな場合がありまして、その場合の法定刑、それに併合罪加重がつくと刑がずっと上がってきますから。減軽の場合はありませんけれども、そういう場合もありますから、そういう点についてもこの次にお聞きをしたいといふふうに思ひます。

それから、まだいっぱいあるのですが、一体刑に威嚇力というものがあつたのかという問題ですね。抑止力とか威嚇力というのか、こういうふうなもの。それから確信犯というのについて、これはフェリが言ひ出したんでしよう。確信犯というのは一体何か。この確信犯というものがあつて、こういう法律をつくつてどれだけ価値があるのか。価値というのか、実効力があるかという点ですね。この前、だれか質問してましたけれども、いろいろな点、その他の問題を聞きます。それから、刑法二百四十条、あれは結合犯だと言われておりますが、あれと第三条との関係、いろいろな問題がたふさんあると思ふのです。これはこの次に大臣に残しておきます。

○山崎(武)委員長代理 長谷雄君。

○長谷雄委員 ただいま議題となつております人質法案に関連してお尋ねをしたいと思ひます。今回この法案が閣内閣から出されておりますが、最近の国内法だけを見ても、昭和四十五年のいわゆる「よど号」事件をきっかけとして航空機強取法が制定されております。そしてまた昭和四十八年のリビア・ベンガジ空港における日航機爆破事件をきっかけとして航空危険法が制定されております。そしてまた、昨年の日航機ハイジ

ャック事件を契機として、航空機強取法等の一部改正の法律ができたわけでごさいます。このように、事件が起きるたびに立法措置がなされる、その後また新たな事件が発生する、その後さらに法改正、立法措置がなされる、こういうあいにくめぐりめぐつてきているのが実情ではないかと思ひます。今回の人質法案も含めて、この辺でこうした非人道的な犯罪の再発を防止するための抜本的な対策を立てる必要がぜひともある、こう考えます。

こうした事件は多数のいられない人質の生命を危険にさらし、不法な要求をするものでありまして、法と秩序を無視し、国民共通の基盤である民主主義体制に対する敵対行為として断じて許すことはできない、こう考えるわけでごさいます。立法措置ももとより大切ではありますけれども、何よりも現行法の執行についての行政の確固とした姿勢こそ重要ではないかと、こう考えます。この点につきまして、去る三月三十日、衆議院の本院議におきまして私は代表質問に立ち総理の所見を伺つておりますが、ここで改めて法務大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○瀬戸山(國)大臣 おつしやるように、特に航空機のハイジャック等については順次対応することとして刑罰等を制定しておるわけでごさいます。

最近このような悪質ないわゆる凶暴犯罪は、いまおつしやるように、まさに、特にわが國の憲法下における民主主義体制といひますか、法治國家に対する大きな挑戦と言つていいくらいでありますから、これは断じて國民の認容するところでない、そういう考え方から対応いたしておるわけでごさいます。抜本的というお話でごさいます。が、逐次かようなことをいたしたものは、情勢の変化といひますか、時勢の変化によつて新しい犯罪類型が出てくる、これに対応していくということでごさいます。あらかじめあらゆる場合を想定して法を準備するといふことは、實際上なかなか困難であります。また、かえつて法に対する國民の理解を求めにくい、こういう点もあるか

と思います。しかし、たび重なることでありますから、これはあくまでもいま申し上げましたように、許すべからざる行為である、こういう考え方がわれわれは対応しよう、かように考えておるわけでございます。

○長谷雄委員 こうした事件の発生原因につきましては、世間ではいろいろ言われております。そして、最近のこの種事件は多発化の傾向にあるように思われます。

そこで、この原因をどのように法務当局は見えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 法務当局の見方ということでございますのでお答え申し上げますが、もとより私も役人という狭い視野で見えておりますから、あるいはもっと大所高所に立った御見解もあるうと思ひますが、一応述べさせていただきますと、いろいろの原因があるうと思ひますけれども、やはり最近、特に戦後におきましますところの価値観の多様化、そういう現象の基盤の上に、何といひますか、国民的な目標というものが定かでないというふうな状況、こういうものを背景としたしまして、自分の主張を貫くためには法秩序というものを無視しても実現しようという風潮が社会の中に次第次第に浸透してきたというふうなことがバックグラウンドとしてあるように思われてならないのでございます。特に過激派によるこの種行動を見てまいりますと、昭和三十年代の前半ごろから、国際共産主義運動の混乱というものの伴ひまして、わが国におきましますいわゆる新左翼と言われましますのを初めとする過激な勢力が次々と出てまいりまして、以来激しい離合集散を繰り返す、組織自体が未熟でありましたために離合集散を繰り返していき、そうしますと、それぞれ一つの派をなしましたそれらの過激勢力が相互に相拮抗して、みづからの存在意義を喧伝しようというふうなことから争つて過激な行動に出る、それが次第次第に競争のようにエスカレートをしてまいり、まして今日の事態になつてまいっている。特に、その中の一部におきましては、世界的なゲリラ活

動を是認するような考えの者と結びついたことによりまして、日本赤軍等のような特に過激な行動に出ておる、こういうふうにも思ひますし、また一方、自己顕示欲の一つのあらわれかとも思ひますけれども、それぞれの組織相互間の相克によりまして、陰惨な内ゲバ等の事件が多発しておる、こういうようなことではなからうかと思つております。

○長谷雄委員 いまの御説明の中に、ゲリラ活動を是認する考えの一部にある、こういう御指摘がございました。私もそのとおりだと思ひますが、この事件の防止のためには、こうした法的側面からの対策もきわめて重要でありますけれども、それと並んで、場合によってはそれ以上重要なものが、いわゆる国民に広く理解を求め、協力を得るということではなければならぬと思つております。特に悪質なこうした犯罪であり、これは先ほども申し上げましたように、法と秩序を破壊し、民主主義体制に対する挑戦である、こういうことから、これに対しては断固とした態度をとつていかなければならない。国民の中に一部迎合的な層もあるように思われますので、そこで特に、この問題を所管をしておられる法務当局におきまして、国民向けの広報活動について、今後どのような方向でなさるおつもりなのか、お伺ひしたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 一般的な防犯的な意味におきまします国民に対する啓蒙活動というのは、内閣、総理府なりあるいは警察御当局の御所管だろうと思ひますが、私も法務、検察の立場におきましては、具体的な事件の処理及びその裁判の場におきまして、国民の前に過激派の過激分子の実態を赤裸々にさらけ出すことによりまして、それをマスコミを通じて広く国民に知っていただくという努力を今後ともなお一層なすべきものだとと思つております。

ことに、いつも問題になるわけですが、こういう過激な勢力に対して、心情的あるいは何らかの功利的な理由によつて支援をし、資金援助

をするというふうな人々がいることは否定できないところでありまして、そういう人々に対してこそ、特にこういうPRが必要であらう、こういうふうにも思つておりますので、ただいま申し上げましたような場を通じて、今後、国民への認識の浸透に努めてまいりたいと思つております。

○長谷雄委員 さきの成田事件に関連してお尋ねをしたいと思ひますが、この成田事件に関連した過激派の人たちがこうした過激派の運動に入るに至つた過程について、法務当局の方で何か御研究なさつたものがあれば、その研究成果をお伺ひしたいわけでございます。

私もちよつとある大学の先生に伺つた話であります。中にはきわめて善良な学生もおられるけれども、その善良な学生が、当初学内の自治活動、小さな運動にしか入つていなかった、それがだんだんエスカレートをして大衆運動に因与するようになった、そして逮捕を数回重ねていくうちに、こうした過激派運動に進んで参加し、場合によつては首魁的な立場で活動するようになった、こういうふうな話も聞いたことがありますが、その点についてはどのように考えておられますか。

○伊藤(榮)政府委員 そういつた観点につきましては、警察御当局の方がより的確な御認識をお持ちかと思います。私も、私どもが事件を通じて知つております限りにおきましては、ちよつと現在まで、この一週間ぐらいの間が各大学の入学式シーズンでございまして、日本武道館などで入学式をやつております。見ますと、周りにヘルメットをかぶつた諸君がいっぱいおりまして、新入生の諸君に追いついてしまつてピラを渡す等の行為をやつておるのを目撃することができましてござい

ますが、やはり大学新入早々の時期に活動家からいわゆるオルグをされると申しますか、されて入つてみる。そうこうするうちにデモ等に参加を誘惑されて参加する。ずるずると、いま御指摘のありますように、はまり込むという例が多いように私ども見ております。特に、大学の学部によりま

しては、学生自治会そのものがいわゆる新左翼の諸君の支配下にある場合がございまして、そういう場合には、学生自治会の資金そのものがそういう人たちの手に握られておるということもありまして、激しい受験勉強を通り越してはつとして、まだ思慮の定まつていない新入生諸君がオルグをされるということが比較的多いというふうな聞いております。

○長谷雄委員 この成田事件での被逮捕者の数について百六十六名と伺つておりますが、その被逮捕者の内訳であります、この中に、今回が初めてである人、二犯、三犯と段階的にあるうと思ひますが、こうした各犯別の分類をした場合に、今回の成田事件に関連した動機ないし今回の事件における運動の役割りの違いが見られるでありますか。その点はいかがでしようか。

○伊藤(榮)政府委員 御指摘のように、去る三月二十六日前後の成田事件によりまして百六十六名が逮捕され、そのうち重傷者一名が釈放されました。百六十五名が身柄のまま検察庁へ送致になり、現在、全員勾留して取り調べ中でございます。

今日までのところ、ほとんどの者が完全黙秘でございまして、その身上等が必ずしも判明いたしません。ただいま判明しておるのが、九十人足らずの者がその身上が判明しておるうちに報告を受けております。大要大ざっぱな話で恐縮でございますが、その身上が判明しておるうちの半分足らずぐらいが検挙歴のある者である。かつ、そのうちに、現在確認したところでは三名、過去の成田事件で起訴されて保釈中の者がいる、こういうことでございます。

なお、それらの被逮捕者がどういう動機、縁由で運動に参加したか、あるいは参加の程度、参加といひますか意識の程度がどうかという点、ただいま申し上げますように、ほとんど全員が完全黙秘でございまして、いまだそこを究明するに至つておりませんが、検察も警察も全力を挙げていま取り調べにかかつておりますので、何とかその辺を知る手がかりを得たい、こういうふ

うに思つてやつておる次第であります。

○長谷雄委員 前科のある人も関与していたということがあります。そういう過激派活動の役割りにも違いがあると思ふ。その違いに基づく対策といふものは当然なされてしかるべきではないかと思ふわけだ。特に身柄を預かつている場合について、特に既決の囚人である場合については非常に矯正措置がとりやすいのではないかと思ふのです。

そこで、お伺いをしたいわけですが、こうした過激派事件の関与者が受刑者である場合、その受刑者と一般事件の受刑者との比較において矯正上何らかの違いが見られるかどうか。たとえば接見交通について違いがあるかどうか。あるいは、独房である場合は別として、相部屋である場合について何らかの配慮があるのか。その他、食事とか運動時間とか、あるいは矯正の具体的教育内容について何らかの違いがあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○石原(一)政府委員 法規面の違いというのは、過激派である一般の犯罪人であるとの間に変わりはございません。

ただ過激派の場合で、特に受刑者についてでございますので申し上げますと、過激派の物の考え方というのは、対監獄闘争がありまして、施設の秩序を紊乱しようとする傾向がございます。ただ現在入っております者について見ますと、必ずしも直接的にそうした行動に出ないというのはいわば仮面をかぶつていられるかあるいは真から改善更生の道に入ろうとしているのか、この点は必ずしも明確ではございません。

過激派の施設収容の状況を見てみますと、未決時代には相当騒々しく、しかし既決になりましてからは必ずしもそうではないというふうに見られます。それが果たしていわゆる規範意識に目覚めて罪悪感を持つに至つたものであるかどうか、この点はさらに調査等を必要とするのでございますが、何分にも内心の意思に関するものでござい

すので、実際にはわからない点があるというふう

に言つていいだろうと思ひます。

食事、運動等、生活の基本条件に関する面につきましては全然変わりはないと思ひます。しかしながら、御指摘のようにたとえば接見交通、面会等におきましては、そうしたものを守る会等が結成され、またそうした意味でのパンフレットの差し入れ等がございまして、その内容についての審査あるいは面会時における注意は怠りなくいたしております。

なお、雑居房に入つてゐる場合でございますが、これはもとより同系統の者を一緒に入れることはいたしません。他の派の者が入るということでございますが、何分にも現在数は少なく、各刑務所に分散されておられますので、同じ房に過激派同士が入つてゐるというのはいまだございません。

それから工場でございますが、やはり危険な物のある工場に配置することは非常に危険でござい

ますのでこれは避けております。たとえば、内ゲバその他によつて鉄棒を振り回したというときに、鉄の器具のある工場に配置することはとてもむづかしいというところでございまして、一般的には、知能程度が高い関係から計算工等に使つて

いる、あるいは印刷の方に使つてゐるという場合が多いわけではございません。いづれにいたしましても、たとえばタッカ事件における受刑者で所内成績は必ずしも悪くなつたのでございましてけれども、国外に出るといふときには、自分は革命家である、したがつてお呼びがあつた以上は行くのだというふうな例もございまして、こうした者の動静につきましては十分な注意をいたしたいと思つております。

最後に教育の点についてでございますが、この点は、やはり彼らの物の考え方を少しでも変えていかなければならないというときには、彼ら自身が読むような本以外の本も読ませなければなら

いう指導を行つております。

○長谷雄委員 成田事件の被逮捕者とタッカ空港等いわゆるハイジャック事件の被逮捕者、これは逮捕者がいまだせんけれども、こういうことを実行した者、つまり日本赤軍と過激派との類似性の問題についてでありますけれども、世間一般では非常にわかりにくい。いろいろなセクトに分かれておつて、それがどうなのか、どのような分派を起

こして今日のそういうグループがあるのか非常にわかりにくい。そこで一般世間では、成田等の過激派の事件に関与した人たちがいわゆる日本赤軍等の潜在的な予備軍ではないか、こういう見方もあるように聞いております。この点についてどのように見るべきか、全く同質なのか、それとも異質なのか、異質としても、それが将来こうした過激派運動をやつていくにつれて彼らが質的に転化して日本赤軍のようなそういうグループに入つていく可能性があるのかどうか、その辺の見方についてお尋ねをします。

○福井説明員 日本赤軍は共産同赤軍派の理論的な流れをくんでおります。しかもリーダーの重信房子はかつて赤軍派の中央委員の一人でござい

ました。しかしながら四十六年の十一月ごろに両者は訣別をしておりますので、厳密に申し上げますと直接の組織的なつながりは国内の極左と日本赤軍はございません。

さつき申し上げました共産同赤軍派、これはその後幾つかに分かれておりますが、その赤軍派のプロ革派と称するのは今回の三月二十六日の成田での集会デモにも参加しておるというふうな私たちが理解しておりますが、ただ昨年の九・二八の事件の際に、京都大学構内で、一九八〇行動委員会といった名前あるいはただいま申し上げました共産同赤軍派のプロ革派の名前で、日本赤軍の犯行に同調すると申しますか、そういう趣旨の立て看等が出ておりますから、心情的にはある面を通じてみましても、両者とも暴力をもってみずから主張を貫こうとするわけではございませんから、そ

ういう行動の暴力性といった点では確かに通じ合

うものがある、こういうふうに見ております。

○長谷雄委員 それでは、昨年のハイジャック事件が起きた後、政府の中でハイジャック等非人道的暴力防止対策本部が設置されておりますが、設置されて以来すでに六カ月を経過いたしておりますので、その対策本部の活動状況についてお伺いしたいと思つております。

対策本部及び幹事会がこれまで何回となく開かれておると伺つておりますが、その具体的な成果を伺いたのであります。まず項目の第一が「日本赤軍対策」となつておりますので、この日本赤軍対策について「日本赤軍に対する情報収集および取締りを強化する。このため早急に所要の専従組織を充足させる。」そして二番目に「国際手配に

関し、ICPOを積極的に活用する。」そして「相互主義の立場から必要な法的整備の方策について検討する。」という書かれてゐるわけではござい

ます。これについて、具体的な成果があればお示しを願ひたいと思ひます。

○福井説明員 まず日本赤軍に対する専従組織の問題でございまして、昨年の十二月に警察庁に日本赤軍を専門に担当いたします調査官以下の組織を設けて、現在すでに発足しております。新年度から予算が認められましたので、さらにまたこれを充実していくことになるわけではございます。それから、警視庁初め大阪、京都等主要府県に日本赤軍の国内の支援勢力の実態を解明するための陣容を持つておりますが、これをやはり昨年十二月の時点で強化しております。そこで、日本赤軍の国内の支援組織の実態解明と海外における日本赤軍の動向把握、これにつきましては関係諸国との情報交換なり捜査共助という形で現在進めておるわけではございます。

それから、ICPO制度等の活用について御質問でございますが、これについても外交ルートを通じて、あるいはICPOの組織を活用しての情報活動なり捜査活動面での強化と申しますか、そういう点にも留意をしております。その結果、九、

二八事件につきまして、実行犯のうち氏名の判明いたしました四人、及び釈放犯の六人について国際手配をしておりますし、また外交ルートを通じて、ことしの一月に閣僚国に対して日本赤軍関係者の手配書と申しますか、そういうものを配布して、日本赤軍の海外における実態解明について努力をしておりますのでございます。

○長谷雄委員 次に、第二の国際協力体制の強化についてお尋ねをします。

さきの八十二国会において、航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案が審議された際に、私は五十二年十一月九日、当委員会が質疑をいたしました。そのときに、その日現在の国連加盟数が百四十九カ国である、ところがそのハイジャック等防止関連三三三のいづれにも加盟していない国が五十四カ国ある、こういう御報告を受けました。これらの国に対して外務省の国連局長は次のように述べておられました。国際機関の場を通じてこの条約への加盟を呼びかけることは十分にできると、今後ともやっていく、このような御決意を述べておられたのですが、その後この御決意がどの程度実現したのかをお尋ねしたいと思います。

○木島説明員 お答え申し上げます。

ただいまの昨年の十一月九日当委員会における先生の御質問がございました以降の動きでございますが、その後、衆参両院におきまして附帯決議等もございまして、政府としましては国際協力の面につきまして鋭意努力をいたしておるわけでございます。

若干敷衍いたして申し上げますと、まず国連決議成立とともに国際民間航空機関、ICAOでございますが、その緊急理事会の開催を求めました。同会議において、ハイジャック防止関連三三三の加盟を呼びかけ、さらに引き続いて開催されました通常理事会におきまして、わが国は三三三加盟促進を盛り込んだ決議案を西独とともに共同提案をいたしました。同決議案は十二月二日の理事会で採択されております。右決議に基づきま

して、ICAOの事務局長は、未加盟国政府に対して加盟を勧奨する公式書簡を送っておりますので、その調査結果が間もなく判明することではないかと思っております。

さらにわが国は、ICAO理事会の下部機関でございまして不法行為防止委員会、わが国もそのメンバーになっておるわけでございまして、その場におきまして、各国による航空安全対策の遵守の確保を目的とする国際民間航空条約、いわゆるシカゴ条約の付属書第十七というものがございまして、これが民間航空の安全を細かく規定しているものでございまして、その付属書の十七の改定と申しますか、その充実のために具体的提案をしておるわけでございます。

さらにわが国は、ハイジャック防止関連三三三未加盟国との新規航空協定の締結もしくはすでにございまして協定の改定という場を通じて、未加盟国の加盟促進を図るという政策をとっておりますが、今日まで行いました航空交渉はすでに加盟国であるところが相手だったものでございまして、いまだ未加盟国に二国間の航空交渉等を通じて働きかける場がございせん。今後そういう場がございせんれば、鋭意その場を利用いたしまして加盟の促進を図りたいと考えております。

その結果、昨年十一月九日に申し上げまして以降、現在までの三三三の加盟国数を申し上げますと、いわゆる東京条約が八十八カ国、これは昨年の時点と変わっておりません。ハーグ条約が八十三カ国でございまして、モントリオール条約が八十二カ国、これが今年三月末の数字でございまして、

○長谷雄委員 さらに、国際協力体制につきましては、国と国との友好関係の充実とあわせて民間外交もきわめて重要な柱であることは言うまでもないと思っております。外務省におきましては経済協力局の所管で海外経済協力基金があるということとを伺っておりますが、さらに文化事業本部というのがある、そこで国際交流基金を管理しているというのを伺っております。その出資金あるいは

運用益についての程度の規模を持っておられるのか。その中で特にそうしたもの活動内容、それは特に中近東諸国、いわゆる政情不安定の国と申しますか急進国と申しますか、そういう国に使用されている予算というものはどのような予定になっているのかをお尋ねします。

○中村説明員 外務省の主管しておりますのは、国際協力事業団という技術協力を取り扱っている事業団がございまして、それともう一つ基金というのがございますが、これは経済企画庁の主管でございまして。

お尋ねの件につきまして、まず借款で海外経済協力基金の昭和五十三年度の予算規模は二千八百二十億円でございまして、それから外務省が専管しております国際協力事業団、これの特に技術協力分野での事業規模は約二百九十七億円でございまして、そういうことで、昭和五十三年度の政府開発援助、つまり借款であるいは国際機関に対する出資、拠出、それと二国間の贈与、技術協力、こういうものをすべて含めました政府開発援助事業予算規模は約六千三百五十億円でございまして。

それから、わが国の政府開発援助の中近東に対する支出の割合でございまして、これはあらかじめ幾らを中近東に振り向けるというとはいたしておりませんで、開発途上国からの援助要請に応じて、いかに経済協力をしているのが実情でございまして。ただ実績で申し上げますと、昭和五十一年度におきましては、ドルチームでございまして、政府開発援助は中近東諸国に対して五千九百九十九万ドルという金が流れておりまして、政府開発援助の大体七・八%程度が中近東に流れているという実情でございまして。

○長谷雄委員 法務省にお尋ねをします。これもやはり前同十一月九日でございますが、この法務委員会の質疑の中で刑事局長の御答弁があったと思っておりますが、アジ研、アジ極東犯罪防止研究所というのがある、そこから若手の優秀な検察官を海外に派遣をして研究に従事さ

せる、こういうお話がございました。こうした活動というものは非常に重要なことであるので今後鋭意進めていかなければならない、こう考えております。特にわが国の国情を向こうに伝えるという意味で、中近東諸国に対するこうしたアジ研あるいはこれと類似のものがあれば、どのようなものになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○伊藤(榮)政府委員 アジ極東犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する研究所、俗にアジ研と申しておりますが、過去十五年間の実績を積み重ねてきておるわけでございます。ここでもいまして、おるときには、主としてアジアを中心とする各国、ときにアフリカあるいは中近東からも招いておりまして、こういう各国の政府職員に対して、犯罪の防止あるいは犯罪者の処遇の分野でいろいろな研修を行っております。十五年間でその総数が一千五百名に及んでおります。それらの人々が、たまたま申し上げました地域、各国の犯罪防止あるいは犯罪者処遇の職場における重要な地位に次第についております。このアジ研の教官をしております日本人である職員が毎年それらの地域を回るわけでございまして、そういう人たちがございまして、集まって同窓会をやってくれるというような状況でございまして、ここで研修しましたことの効果もさることながら、それらの地域に有力な日本に対する理解者を育てるという点におきましては多大の成果が上がっております。

研修の内容がいろいろな分野にわたっておりますけれども、たとえば一昨年来に行いました三カ月研修におきましては、インドを初めとする十六カ国の政府職員合計二十三名が参加しまして、ハイジャックなど人質強要事件その他悪質暴力事犯の防止、処罰あるいは犯人の処遇、これらの関係の情報交換等について活発な討議を行ったという実績もございまして、アジ研の活動はじみではありますけれども、そういう意味で、あらゆる意味で非常な成果を上げておるというふうには私は見ており

ることを要する、つまり到達主義の原則は当然にこの場合もとられなければならない。そうしますと、たとえばハイジャックの場合、管制塔の機械の故障などによってたまたまハイジャッカーとの交信ができなかった、しかし犯人側としては要求している、しかしその要求の意思表示はこういう事情で到達をしていない場合、こういう事例はあり得ると思います。しかしその場合でも、犯人は人質である機長、この機長は人質であつて第三者ではないと思うのです、この人質に不当な要求をしてはいる。しかし本条に該当しないという事例が出てくるのではないかと。そうしますと、ここで「要求した」という構成要件の決め方は、全部が漏れなく入ることではなくて、やはり漏れる部分があるのではないかと。この意味で、客観的に要求する行為があればいいので、それが相手方に到達することまで要求するのは、ちよつと構成要件のしほりがかり過ぎるのじゃないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤(義)政府委員 確かに、おっしゃいますように、要求する行為をしたときは、というふうにする方法とか、あるいはこの要求の未遂、すなわち主観的に要求したけれども到達しなかったというものを未遂でとらえるとか、そういうことが観念的な問題として考えられるわけでございますが、この種犯罪の実態に照らしまして、要求したけれども到達しないというやうなやり方で要求するということが実際問題としてほとんど考えられませんか、かようにしたわけでございます。たとえば、管制塔との無電交信が不可能になれば、窓から紙切れを落とすとか、あらゆる方法を使つてこの犯人は要求を到達させようとするわけでございしますし、まず現実の事態といたしまして、要求行為が主観的にあつたけれども到達しないという場合は考えにくいのではないかと。この観点から、このような規定の仕方をしたわけでございします。

○長谷雄委員 次に、同じく一条の中で、冒頭に「二人以上共同して」とありますが、これについて

ではすでに飯田委員が指摘をしておりますので私は簡単に触れたいと思ひますが、二人以上で、単独犯の場合を除いてのことになるわけですが、航空機強取法の場合には単独犯の構成要件になっておりますので、それとの兼ね合いでもやはり問題があるのではないかと気がします。

またもう一つ、たとえばこういう事例が実際に起り得るかどうかは別として、本来共犯でやるべきところを単独犯でやつて、しかもあと共犯の手を實際器具で使う、たとえば爆弾をどこかに仕掛けて、単独犯のその人がボタンでも押せばそれが爆発するというやうな形で、実際に共犯でやつたと同じ行為と結果をもたらすやうなやうな事例というものは、やはり観念的にはあり得ると思ひます。そういう他の刑罰規定との兼ね合い等もございしますので、これを「二人以上」ということにする必要があるのではないかと。単独犯でも十分にこういう凶悪な、凶暴な事件は起り得ると思ひます。この点について、飯田委員からも指摘がありましたけれども、私も観点を改めて申し上げたわけですが「二人以上共同して」という構成要件の文字は削るべきが適切じゃないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○伊藤(義)政府委員 すでに他の委員の御質問にもお答え申し上げましたように、要するに最近における過激分子によるこの種犯罪の実態にみまして立法をいたしておるわけでございします。が、やはりそれを見ますと、二人以上の集団で人質をとつて、たとえば交代で見張りをして、そして他の者が要求をするというやうな行為が顕著でございまして、またそれだけではできないという犯罪の実態になつておるわけでございします。で、それらの点をしほつて適用したいという意味でこの「二人以上共同して」という文言を置いてあるわけでございします。

今度は逆に裏から申しまして、この要件を取りますと、たまたま思慮浅薄な者が、果物ナイフなどをを用ひまして、俗にトイレジャックというやうな行為に出ましたときにもこれで処断をするとい

うことになりませんが、それはいささか、この規定いたしました刑からもおわかりのやうに、過酷に過ぎる場合があるのではないかと。私どもの考えは、そういう当該具体的事犯に対して、この罪で臨むことが過酷にわたらないやうにという観点からの一つのしほりをつけておるわけでございまして、ただいま仰せになりますやうなことも、中にはそういう一人でやる場合でも危険な行為があるかもしれないと。そういう問題につきましましては、将来刑法全面改正の一環として十分検討してまいりたい、こういうふうに思つておるわけでありします。

○長谷雄委員 この法律案につきましては、予備罪の規定がないわけですね。實際予備行為に当たつた場合は十分考え得ると思ひます。たとえば、二人以上共同して、凶器を示して、第三者に対して、義務のない行為をすることまたは権利を行わなことを要求するための人質にする目的で人を逮捕監禁もしくは略取誘拐したとき、こういう場合は要求行為がないわけですね。要求行為がない点で、いま申し上げたやうな行為の場合は第一条に当たらない。こうなると、逮捕監禁もしくは略取誘拐にしかならない、こういう事態が起きてくると思ひます。しかし、それは刑法の身代金誘拐罪の規定、この罰則との兼ね合いできつめて不均衡な事態になるのではないかと、こう思ひます。そこで、こういう場合も十分規定されるわけですので、人質目的の逮捕監禁もしくは略取誘拐は、第一条の前段階に当たるものとして予備罪の罰則規定を設けるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○伊藤(義)政府委員 まず、ただいまごらんいただいたとおりです。法案の第一条の罪につきましましては、未遂の処罰規定を置かないこととしておるわけでございしますが、まず、そうでありましかつてから、論理的に未遂を処罰しないで予備を処罰するといふのがおかしいということになります。それから第二条の罪につきましましては、航空機強取法第三条にすでに予備罪が設けられておりますので、

それで賄うことになると思ひます。なお、御承知のやうに予備罪と申しますのは、既遂罪に比して非常に刑を軽くいたしておりまして、殺人のやうに死刑である罪におきましても、予備罪は二年以下の懲役という程度で評価しておるわけでございしますが、御指摘のこの第一条の罪について見ますと、逮捕監禁したということ自体が逮捕監禁罪で評価できます。これが五年以下の懲役ということになっておりますので、そういう意味での本法案第一条の準備行為につきましましては、逮捕監禁罪で評価して評価し残りが無い、こういうふうに考えるわけでございします。

それから、さらにもう少し手前の逮捕監禁の予備というやうなことになってまいりますと、事柄が非常に微妙になつてまいりまして、うんと軽い刑で臨むことになるだらうと思ひますが、それが果たして効果があるかどうか。それは逮捕監禁罪の法定刑の問題としてまた別途検討すべきであらうと思ひます。

○長谷雄委員 この三条を見ますと、人質が殺害されたときは死刑または無期、こういうことになっておりますが、この三条の規定は私は必ずしも必要ではない、むしろこういう三条は設けるべきでない、こう考えます。というのは、人質に当たる人が殺害されたときには、一条もしくは二条と刑法百九十九条を適用すれば十分足りるのではないかと、こう考えます。やたらと刑罰規定が大きくなつてくるということはやはり差し控えるべきではないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○伊藤(義)政府委員 まず、正面からのこの第三条の理解をいたしまして、人質による強要行為といふのが悪質な憎むべき犯罪であることは言うまでもありませんが、その全く不法な、自分の要求目的を達成するためにその人質を殺してしまふというやうなことは、まことに憎みても余りある行為でございまして、まさに強盗殺人に匹敵するやうな憎むべき犯罪であらう。そういう意味におきまして、これにつきまして強盗殺人罪があります

ように、人質殺害罪を設けることは十分合理性があり、かつ国の政策としても適当ではないかと思ふわけでございます。

もう一つ、観点を交えてみますと、刑法百九十九条の通常殺人罪を適用するといはしますと、刑の下限が第一条の場合五年あるいは第二条の場合十年というところへ下がってまいります。そういう範囲内で裁判所が量刑できるような仕度でいいのか、あるいは厳格な姿勢を示した方がいいのか、こういう政策の問題であらうと思ひますが、その点は、先ほど御説明申し上げましたように、やはり憎んでも余りある犯罪行為であるという観点から、法定刑を、非常に言葉は悪いのですが、足切りをするというところで毅然たる姿勢を示す、こういうことが適当ではないかと思つております。

○長谷雄委員 次に、事件が発生した場合のことでありますが、人質事件については、先ほどから申し上げておりますように事前の防止策をどう実効あらしめるかということがきわめて大事で、刑法的側面と行政的側面、その両面相まって努力が大事でありますけれども、それでもなお不幸にして事件が発生した場合には、人質の救出を第一義として、犯人との関係については、犯人の目的は達成できない、しかも、かつ絶対に犯人は逮捕されるということではない、こう考えます。

そこで、人質事件についてこれまでの発生件数、未検挙件数、未検挙犯人数、それから未検挙である事件についての将来の検挙の見通しについて、昭和四十年ごろから結構でございますが、資料がありましたら御説明をいただきたいと思ひます。

○福井説明員 昭和四十年以来の件数でございますが、百五十件発生しております、うち百四十七件、百五十七人を検挙しております。

未検挙の事案でございますが、四十五年の三月三十一日の例の日航機「よど号」ハイジャック事件、それから四十八年の七月二十日の、やはり日

航機ハイジャック事件、それと昨年の九月二十八日の日航機乗っ取り事件、以上でございます。

○長谷雄委員 人質法案に関連しまして、不幸にして人質になった方が殺害された場合についての補償問題をここで取り上げてみたいと思ひます。

われわれが日常生活において生命身体が損なわれた場合については、その発生態様が労災である場合には労災保険、自動車事故である場合には自賠責等、こうした損害、被害の補償制度が、不十分ではございますが一応救済の制度はございまして、ところが、通り魔的な犯罪あるいは無差別爆弾テロ、あるいはまた本件の人質法案にある人質が殺害された場合のような、いわゆるいわれなき犯罪によって被害を受けた人たちは、どこからも救済を受けることができない。しかも、こうしたいわれなき犯罪というものは年々増加の傾向にございまして、何とかこの措置をしなければならぬ、こう私たちは考えております。犯罪被害者に対する社会的な救済措置が極端におくれている現状がある反面、犯罪者の人権保障というものは刑事制裁の緩和、社会復帰対策の促進、収容施設の合理化及び近代化など、積極的にいま推進をされております。確かに犯罪者の人権保障の充実というものは憲法の規定に基づくものでありまして、当然のことです。しかし、それならばなぜその犯罪被害者、しかもいわれなき犯罪被害者の人権保障を充実しないのかということが非常に問題であると思ひます。この犯罪被害者の人権保障もあわせて行うことが正しいこれからのあり方ではないか、こう考える次第でございます。

こうした観点から、われわれ公明党は、すでに御承知のように犯罪被害補償法案を提案をいたしておりますが、これについて、犯罪被害補償制度を制度化すべきである、こう私は考えておりますけれども、これについての法務大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 犯罪によって被害を受ける、これは理論的には犯罪者が求償の責任を負わなければならないわけでございますけれども、実際問題

としては、それはなかなか実行を伴わない場合がたぐさあるわけでございます。そういうことで、近年の趨勢として、犯罪の被害者に対する補償の制度を確立しなければならぬ、こういうことはあるわけでございまして、公明党の皆さんからも提案をされていることは承知いたしております。政府としてもやはりこういう時勢に対応する、それにふさわしい制度をつくらなければならぬ、こういうことを検討していることはしばしば申し上げておるわけでございまして、さて実際、どういふ程度の犯罪に——これは国民の負担上、全部というわけにはなかなかいきませんから、どういふ程度のもの、どういふ場合、こういうことをいま細かに検討しております、どの程度の補償をすべきかというのを検討しておりますが、できるだけ速やかにこういう制度を、完全でなくとも、まず一つの制度をつくりたい、こういうこととていま進めておるわけでございます。

○長谷雄委員 法務大臣のきわめて前向きな御答弁をいただきましたので、次に進みます。

この人質法案に関連しまして、過激派などの暴力事件により国または政府関係機関の物的施設に損害を受けたときに、その損害の費用負担をどうするかという問題がございまして、今日までこうした彼らの行動による被害について、政府はほとんど損害賠償の請求をしていないように思われまして、こういう姿勢は、結果的に見て国家がその費用を負担することになり、結局、国民の血税による理め合わせをするにはかならないのではないかと、それはきわめて遺憾である、こう思ひます。

この点について、さきの成田の新東京国際空港襲撃事件により破壊された管制塔初め航空施設の損害の負担問題について、去る三月三十日の衆議院本会議で私は法務大臣の所見を求めましたところ、大臣は前向きな御答弁をなされておりますが、今後この賠償請求をめぐってどのように具体的に措置をなさるおつもりなのかをお尋ねしたいと思ひます。

○伊藤（榮）政府委員 成田の管制塔襲撃事件につきましては、被害を受けましたものが国及び公団両者でございます。国につきましては運輸省の所管、こういうことでございまして、運輸省も公団もこの損害賠償を求める決意を固めておりまして、現在当省の訟務局に両者が何回か来られて、具体的な提訴手続等についてお打ち合わせをしておるという状況でございますので、速からず提訴が行われるのじゃないか、こう思つております。

○長谷雄委員 最後に伺つておきますが、具体的に直接犯罪行為を行った過激派は当然であります、直接に手を下さなかつた、しかし後ろで指揮をしておった人たちは、あるいはその共謀者たちについて、そのグループ自体あるいはグループの構成員全員について何らかの損害賠償請求も当然考へていいのではないかと。もちろん現在の法制では限界がございまして、その法制的な欠陥があると思へば、その欠陥を直すこともまた私たち国会の立場であらうと思ひますが、その点について法務省の方の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○伊藤（榮）政府委員 その問題につきましては、まずもって実行行為者の背後にある者というものを確定する必要があると思ひますので、この確定につきましては、やはり通常の行政調査でございますとかいふものではうまくいかない。したがって、刑事手続の間においてその実態を究明してその基盤をつくるということが、何よりも大事だと思つております。

具体的な例を申し上げますと「よど号」事件のときには、実際の実行行為者でない国内におつた指揮者を数名起訴することができたわけでございまして、今後この種の事件につきましては、そういった背後関係の究明を徹底いたしまして、ただいま御指摘のございましたような線にいきさかでも沿うような措置が可能になるようにしていきたい、こういうふうな考えをしております。

○長谷雄委員 終わります。

○山崎（武）委員長代理 正森君。正森委員 人質による強要行為等の処罰に関する法律案について若干質問させていただきます。

思います。本法案については何人かの方が質問されましたので、なるべく重複しないようにしたいと思います。若く重複しますので、お許しを願いたいと思います。

すでに同僚議員がお聞きになりましたが、この法案の第二条というのは、航空機の強取等の処罰に関する法律の第一第二項と全く同じであるというように思いますが、それを改めて御規定になったのは、人質による強要罪という犯罪類型に着目して、それらを一括して規定するという趣旨の回答があったと承知しているのです。ただ、そうだといたしますと、全く同じ条文がそれぞれ二つの法律に規定されているという、必ずしも体裁のいいかっこうにはならないわけで、それにはもう一つ理由がなければならぬと思うのです。私が考えるところは、この法案には第三条に「第一条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する」というように、殺意を持って殺した場合には、通常の殺人罪ではなく、死刑または無期懲役である、こういう類型を定めておけるという点で新しさを持つておるかと思うのですが、そういうこともあって、前の法律を改正するのじゃなしに今度の法律に一括したものであるということなんでしょ

うか。

○伊藤(榮)政府委員 前回の航空機強取法の一部改正におきまして、第一条第二項として、今回御提案しておる法案の第二条と全く同文のものが加えられたわけでございますが、その当時からも、ハイジャック人質強要以外の一般の人質強要についても何らかの措置をとることが必要であるということは考えられておったわけでございまして、いかにせん立法作業が間に合いませんので、ハイジャック人質強要の規定だけをとりあえずということで新設することにしたわけでございます。それが、印刷の方法にもよりまして、これはハイジャック行為そのものを受けての規定でございまして、その当時存在した法律の中で航空機強取処罰

法の一部の二項として加えるのが最も適当であろうというところで入れさせていただいたわけでございますが、このたび、この人質による強要罪のうち、ハイジャックを前提としないものを新しく立法することになりますと、航空機強取処罰法の方でもともと強盗罪の特別類型を規定した法律であつたのに、そこにあれを入れた。ところが今回の人質強要行為と申しますのは強要罪の加重類型であるという点からいいますと、今度この法律をつくるにつきますと、昨年航空機強取処罰法

の一条二項として新設させていただいたものをこちらへ取り込む方が法体系としても合理的であり、またこれをごらんになる国民の立場からいいますと、解がしやすいのではないか、こういうことでこちらへ移しかねることにはしたわけでございまして、ごらんいただいておりますように、本法案の附則の第二項におきまして航空機強取処罰法の一部改正も含めておるわけでございまして、この法案が可決成立いたしましたして公布になりますと、航空機強取処罰法に昨年新設されました第一条二項が削られて、そっくりこちらへ移転してくると申しますか、そういう関係になるわけでございまして。

○正森委員 私が最後に述べました、前の法律には、人質にされている者を殺したときはという規定がなかったですね。それが新たに付け加えられたということも、本法を設ける必要性があつたことと当たるといふのではないのですか。

○伊藤(榮)政府委員 その点は全く理由となつておりません。なぜならば、仮に第二条を航空機強取処罰法に残したままにしておくとすれば、第三条の文言を、第一条または航空機強取処罰法第一条第二項の罪を犯した者と書きさえすればよろしいわけでございますから、そういう立法技術的な観点と申しますか、そういう観点からこういう形をとったわけではございません。

○正森委員 私が言っているのは、立法技術上そういう形をとったというのじゃなしに、前回の法律に比べて、この部分を新たに付加されたことにならぬのではないですか、こう言っているのです。

○伊藤(榮)政府委員 第三条というものが第一条、第二条両方を前提として置かれたという意味において、それを付加されたというふうに見れば見ることもできようかと思ひます。

○正森委員 そういう答弁があつたからいいですけども、付加されたと言えと言いますけれども、明らかに違ふのじゃないですか。従前のものだったら、人を殺した場合でも、そのことによって死刑か無期か法定刑がないということではなかったわけでしょう。今度の場合は死刑が無期か、酌量減軽等があつても、ということになったんだから、本法における新しい観点、新しい規定であるというところは言えるのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 その点はいまおっしゃいますとおりです。

○正森委員 法制審議会が改正刑法ということと草案づくりをやっておりますね。法制審議会の刑事法特別部会がたしか第五小委員会が議論がされたことというように思ふわけでございまして、そこでは単に逮捕監禁だけでなしに、三百七十一条だつたかと思ひますが「人質による強要」ということとで……(伊藤(榮)政府委員「三百七」と呼ぶ)三百七か、はい。これは前のやつだな。逮捕監禁だけではなしに、略取し、誘拐しというのが入つてゐるわけですね。講学上は、これは逮捕監禁と略取誘拐及び強要罪など結合犯類型をとつたというように言われておりますが、略取と誘拐を抜いたのはどういふわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 概念的には略取誘拐という場合も一般的な人質犯罪としてはあり得るわけでございますが、この第一条の要件といたしまして、二人以上で凶器を示すというふうな行為による自由を制限する行為を言つております。そうであるから、略取誘拐という概念に該当する場合というのはなくなつてしまつて、逮捕監禁といふのだけが残る、こういう意味であつて略取誘拐を抜いておるわけでございまして。

○正森委員 法務省のおっしゃる意味は、凶器を示しという構成要件があるから、略取誘拐というのはそもそもこの規定の仕方だったら該当せず、逮捕監禁といふことだけでいくことになる、こういうお考えですか。——しかし、仮に略取誘拐して、その後凶器を示して、監禁状態が続くというふうなことをもし考えますと、それは併合罪とお考えになるのですか。それとも後の方の罪だけいくというふうに考えられますか。それともそもそもそんなことは起こり得ないと思われませんか。

○伊藤(榮)政府委員 起こり得るか起こり得ないかは事実問題でございまして、法律論として考えれば、最初誘拐をしておいて、途中から刃物を示して監禁する、こういうことになれば併合罪が成立すると思ひます。

○正森委員 ですから、仮に起こつた場合に併合罪で処理し得るんだから、構成要件として略取誘拐を入れない方が、凶器を示しという文言があるから、類型としてとらえるには妥当であるというように考へて、こういう規定にした、こういうふうに伺つていいですか。

○伊藤(榮)政府委員 二人以上共同して刃物を示して監禁するといふような悪質な行為から始まるそういう犯罪類型をつかまえた、こういうこととでございます。

○正森委員 本件規定の仕方では、要求したといふことで構成要件を充足することになつてゐるわけですね。身のしる金を目的とした誘拐では、要求する行為をしたといふふうになつてゐるのです。あるいは強要罪の場合には、妨害した、こういうふうになつてゐるわけですね。それぞれに違ふわけですね。そこで、要求する行為をしたとしない、要求したといふふうにした理由について、もうほかの方がお聞きになつたかもしれませんが、私もある程度は知つておりますが、念のためにお答えください。

○伊藤(榮)政府委員 概念的な問題としてとらえますと、犯人が自分の主観では要求しておるけれども、だれの耳にも届いていないという場合が観

念的には考えられるわけで、そういう場合を処罰しようとするれば、要求する行為をした者というふうに書くか、あるいは要求したときの未遂罪を規定するかすればよろしいわけですが、この構成要件で対応しようとしております事件の実態を見ますと、およそ犯人が届かないような方法で要求するということが考え得ない実態がございますので、その実態に即して、ただいま御提案申し上げておるような文言になっておるわけでございます。

○正森委員　したがっていまの答弁を裏返せば、要求する行為をしたにせよ、要求したというふうになっているので、未遂罪を規定しなかつたのである、ただ、未遂罪を規定したのは第三条のみに未遂罪を規定した、こういうぐあいに理解してよろしいでございますか。

○伊藤(榮)政府委員　そのとおりでございます。○正森委員　警察官等の逮捕を免れる目的であるが、それが明示ではなしに、黙示もしくは行為自体から逮捕を免れるというように認められる場合には、本法に言う「第三者に対し、職務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したとき」というのに当たると考えておられるのかどうか。

○伊藤(榮)政府委員　そういう場合にはこの構成要件に当てはまらないと考えております。○正森委員　そうしますと、たとえばアメリカ連邦刑法の千二百一条では身のしろ金、代償、その他「アザワイズ」という言葉を使っておりますが、を目的として誘拐されたものを云々というところで、そのアザワイズの中には逮捕を免れる目的も含まれるのである、というように解釈されておるようですが、わが国のこの法律はそういう解釈をとらないというように解釈してよろしいですか。

○伊藤(榮)政府委員　単に逮捕を免れるために人質を利用するという場合は当たらないと思ひます。○正森委員　それでは重ねて伺いますが、わが国

ではよくあることですが、たとえば強盗犯などが他人の家へ入って行って、奥さんを取つかまえて、警官が寄つてきたときに、寄るな寄るなという程度のことを言うという場合には、本件の構成要件は充足しない、こういうふうに聞いていいですか。

○伊藤(榮)政府委員　さようでございます。○正森委員　講学上、たとえば木村教授や大塚教授は、行動の自由を持たない嬰兒や幼児の場合には逮捕罪とか監禁罪は成立しないという学説をとっておられるようであります。もしそういう学説を前提といたしますと、幼児に対して凶器を示すというのもおかしなものですけれども、しかしともかくにも凶器を持っておつたといひましたし、それは内ポケットに入れておるのじやなしに手に持つておつたということで、幼児を連れて行って実際上は一カ所に閉じ込めておるといふような行為が仮にあつて、そして第三者の憂慮に乗じて物事を請求するということになつた場合には、本法を適用なさるといふことなのか、それとも未成年者云々の別の法条で行われる予定なのか、そこら辺をお聞きしたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員　確かに、おっしゃいますように赤ん坊に刃物を示すということは余り意味がないわけなんです、そういうことがあるかどうかは別といたしまして、私どもとしては、現在判例がとつておりますし、かつ通説となつており、行政解釈としてもそういう解釈をとつておりますところの、意思能力の有無にかかわらず監禁罪の客體たり得るという考え方で解釈をすべきものだと思ひ得べからざるような話でありますけれども、そういう場合にはこの構成要件に該当することになると思ひます。

○正森委員　罰則の点について伺いたいと思ひわけですけれども、いま法務省側はこれは強要罪の類型に当たるといふ解釈をとられたと思ひます。強要罪の場合には、いまの刑法の規定の仕方では三年以下ということになっておるわけ

です。ただ手段が「逮捕又は監禁」ですから、その場合には三月以上五年以下という刑がございすけれども、それにいたしましたしても本刑の場合には第一条が「無期又は五年以上の懲役」ということになっておるのは飛び離れて重いというように思ひわけですね。この構成要件自体から見ると、なるほど「二人以上共同して、かつ、凶器を示して」というのは悪性である、こういうことなんですけれども、しかしこの構成要件では、すべて過激派が社会的に見て非常に妥当でない要求のためにのみ行うということではないので、そうでない場合もこの構成要件に該当する場合があるわけですから、それを一挙にこういうぐあいに重くしたのはどういふわけですか。

○伊藤(榮)政府委員　第一条におきまして法定刑の上限を無期とし下限を五年というふうにしておるわけでございますが、クアラルンプール事件とかハーグ事件に見られるような犯罪類型に適切に対処する刑罰法規がないということにかんがみて立法されたわけでございますから、刑の上限はおのずからそれらのものにふさわしい刑を盛らざるを得ない。そういったしますと無期懲役という刑が出てくるわけでございますので、それを上限としたしておるわけでございます。

しかしながら過激派に対してしか適用しないという法律ではございませんから、御指摘のように、あるいは思慮浅薄な者が二人組みでちやちな要求をしたというような場合もあり得るわけでございます。たとえば、やや大がかりではございませんが、先般の長崎のバスジャック事件というやうなものも入つてまいります。そういったしますと、法定刑の下限はある程度ゆとりを持たつたものにする必要がある、それで何ほどが必要であらうかということ検討いたしますと、身代金誘拐罪の法定刑の下限が三年である、これをまず横目でにらみまして、さらに強盗罪の法定刑の下限が五年であるというやうな点を彼此考慮いたしましたして、この種の犯罪に対しては下限につきまして強盗罪と同程度の評価をするのが妥当ではないか、

そういう考えから五年以上無期まで至るといふ、比較的幅の広いと言へば広い法定刑を設定しておるわけでございます。

○正森委員　いまの説明は一応の説明にはなつてゐるのですけれども、しかしたとえば、法務省の刑事局付の検事だった、いまは参事官をしておられるかどうかわかりませんが「いわゆる人質犯罪について」という論文を浜さんが「警察研究」に書いてゐるのです。それなどを見ますと、やはり非常に重く見えるのじやないかという気がするのです。これには、改正刑法の草案では人質による強要の罰則、この基本類型は二年以上の有期懲役、それから傷害を与えた場合には三年以上、死亡させたときは無期もしくは五年以上、こうなつてゐるわけですね。そうしますと、たとえ構成要件が「二人以上共同して、かつ、凶器を示して」となつておるにしても、改正刑法草案についての人質強要罪でも刑が重過ぎるというやうなことで必ずしも全員の意見の一致が得られなかつたのに、そこで人を死亡させたという場合の刑が基本類型になつておるといふことで、殺した場合

は死刑かまたは無期だということになりますと、これは二階級特進で重くなつておる。改正刑法の草案をびよんと飛び越えて、そしてもう一つ重いものを基本類型にしておるといふことになると思ひます。その点はいかがですか。

○伊藤(榮)政府委員　改正刑法草案の三百七条に示されております人質強要罪といひますのは、人質強要についての一般法でございます。一例を挙げますと、身代金誘拐罪に対する関係では一般法であり、身代金誘拐罪が特別法の関係になる、こういう関係になるわけでございますが、今回御提案しております第一条は、身のしろ金誘拐の特別規定となる場合もある、こういう関係でございます。改正刑法草案の三百七条の法定刑よりも身代金誘拐罪の法定刑は重く、それよりも今回御提案しております第一条はなお重かるべきである、こういう考え方が基本にあるわけでございます。

○正森委員 伊藤さんはなかなかおつむのいい方で、重かるべしの方ばかり言われますが、軽かるべしの方は言われないのです。なるほど人質強要罪は一般法でやる、それに対して身代金誘拐罪は特別類型でやり、そのまた特別類型がこの法律でやる、こうおっしゃいますが、しかしこの法律で包含される罪の中には、あるいは犯罪事実の中には、身代金誘拐罪に至らないような、そういう軽かるべしの方もあられるわけです。ところが、そういう軽かるべしの方は考えなくて、五年以上にすると、このことになっているわけでしょう。ですから、重い方がある程度重くしなければならぬ場合があるというの、これはわからぬでもない。しかし、軽かるべしの方は少しも考慮をされていなくて、二階級特進でやるということになります。これが過激派の、しかも大使館を襲撃するとか、そういうものだけに、しかもピストル等を持参してというふうなものであるということであらばこれは一定の妥当性を持つていえると思うのですけれども、構成要件自体からは必ずしもそうならないわけですから、そうしますと、これは非常な厳罰を処してやるということ、不当に重過ぎるというように言える点もあるのじゃないか。しかも、結果として人を死にいたすと殺したという場合には、それはそれで別に加重類型が設けられていくわけですから、そこら辺についていかにお考えですか。

○伊藤(榮)政府委員 人質強要の改正刑法草案三百七条の立場は全くの一般類型でございまして、たつた一人の人を一人の人間がかどわかし、そしてわりあい小さい要求をしたという場合も当然あり得るわけでございます。それに対処できるように法定刑の下限が一応考えられておると思ひます。ところが、この法案の第一条のものは、二人以上、凶器を示して行うということが前提となつておりますので、そういう犯罪というものは多くの場合、被害者の数も複数になるわけでございます。また集団犯罪として凶器を示して行うというところに社会的な悪性も顕著に認めら

れるわけでありまして、また、犯される犯罪の結果、あるいは要求の内容等も、一般的に改正刑法草案三百七条の立場よりは悪質な罪になつてくるわけでございます。その意味で、法定刑の下限の五年というのはおおむね妥当な線ではないかと思ひます。

○正森委員 いまのような答弁がありましたから、私は次の質問に移る前に構成要件の問題を少し伺いたいと思ひますけれども、その場合に非常に心配なのは「二人以上共同して」ということになりまして、これは二人というのは複数の最小限です。二人でないものはもう一人しかいないわけですから、数人共同してというふうな別の法律の規定と違つておつた。二人以上共同して」ということになると、一人以外は全部もう二人以上になるわけ、これは仮に未成年者であつても、十六、七歳の子供を使つても、やはり「二人以上共同して」ということになるわけですね。ですから、その意味では、人数の上では、一人以外の中では一番最小限のグループで足りるということになつてゐる。

それで、「凶器を示して」のこの「凶器」というのは、これはいままでの御答弁では、性質上の凶器ではなしに用法上の凶器だということになつてゐるわけでしょう。また、この「凶器」というのは、たとえば銃砲刀剣類所持等取締法違反に言うところの爆発物とか、あるいは火炎びん等と言ふ火炎びんとか、そういうぐあいには幾つかに限定されておられます。これはこういうものを使つてやるというの、過激派の学生あるいは暴力団とか、非常に事業が重大であるから刑を重くするということについても大方の納得が得られる場合があると思ひます。しかし「凶器を示して」の「凶器」が用法上の凶器であるということになれば、これはもちろん過激派もやるでしょうけれども、それ以外にもこれに該当する場合はあり得るわけ、そういうものを一括して基本類型が無期

または五年以上の懲役であるということは、やはり考へてみる必要があるのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 まず最初に断りしておきますが、数人という場合には、二人も含むというのが大審院以来の確立した判例でございまして、しからば三人にするか五人にするかというふうな議論をすれば格別、一応単数の者が行う犯罪と複数の者が行う犯罪とは、その罪質、その結果において質的な差があるというのが従来からの刑罰法規の定め方でございます。そういう考え方をもつておつたということをおし上げておきます。

それから「凶器」と申しますのは、確かに御指摘のように、用法上の凶器をも含むという概念でございます。したがつていまして、ピストルとか爆弾とかそういうものでない、いわゆる用法上の凶器を用いる場合もこの構成要件に該当してくる場合があるわけでございます。したがつていまして、そういう点も考慮いたしまして、法定刑の下限を五年というふうに下げておけるわけでございます。その点、ハイジャック人質強要の場合、下限を十年といたしましたのと比較いたしましたら、相当ゆとりを持った法定刑が定められてゐる、こういうふう

に御理解いただきたいと思います。

○正森委員 いまの答弁ですけれども、ハイジャックの場合は、これは航空機という、飛んでいるときにおかしなことをやられたら全部墜落して死んでしまふというような特別の類型、構成要件が規定の中にありますから、私たちも、最下線が十年でありまして、飛行機を暴行または脅迫というふうなことで乗つ取つて、そしてその運航を事実で支配するといふような場合には、これはきつめて重大な刑をもつて臨むというのにはやむを得ないといふ大方の理解が得られると思ひます。しかし本件の構成要件というのは、なるほど「二人以上共同して」とか「かつ、凶器を示して」というのがありますけれども、これは航空機でないことは一見明らかなんです。別に法律がありますからね。そうしますと、それじゃ外国公館とか、

あるいは太平洋の中の船とかいうものだけかという、そうではないので、陸上の、何でもないので、ありふれたところでももちろん含むわけですね。そうすると、それをなお重くするといふのは、これは「二人以上共同して」といふのと「凶器を示して」といふ二つの構成要件があるだけである。こうなりますと、われわれは「凶器を示して」というところでは一定のしほりをつけておく必要があるのではないかと。もし場所的な、航空機とかそういう特定あるいは限定的な要素があるならこれはまた別でございますが、そうでないところに「凶器」といふのを非常に限定的に解釈する必要があるのでないか、こう思つておつた。

私がなぜこういうことをお話しするかと、刑事局長には釈迦に説法ですけれども、よく御承知のように「凶器」という中には、用法上の凶器ということになりますと、いろいろ幅が広いですね。たとえば氷割りに使用するアイスピック、アイスピックといふのは使ひ方によつては危険ですけれども、そのほかに玉突き棒とか洋がさの心棒とかあるいは野球のバットとか、それからかまの柄とかそういうようなものも用法上の凶器である、プラカードの柄、これは言はずもがな、これは闘争の手段にするという形を示した段階においてはこれはもう凶器である、こうなつてゐるわけですね。そうしますと、野球のバットとかかまの柄とか、あるいは玉突き棒とか洋がさなんといふのは、これはそこら辺に幾らでもあるありふれたものなんです。しかも、そういうものも、殴りによつては人に重傷を与えたりする場合もありますけれども、しかし、こういうもので遠く捕獲して、そして第三者に対して一定の要求をするといふ場合には、第三者の憂慮もまた違つてくると思ひます。第三者が、人質が常時ピストルを突きつけられておるとか、日本刀を突きつけられておるとかいうのはなしに、持つておるものが玉突き棒であるとか、洋がさとか、持つておれば、これは玉突き棒でも洋がさでも悪ければどうかなるというふうには思ひます、相手は洋がさ

ますから武器等を用いる場合には、もつと人質という人を殺傷するに足りるような器具をそういふ目的のために使用して人を逮捕監禁しておるという状態、これを強盗罪の構成要件にいたします人の反抗を抑圧してという構成要件と対比いたします。さらにまことに安危のほどがわからない人質の生命身体を憂慮する第三者、これもまた意思の自由を奪われてしまうわけでございまして、両面にわたって、いわば強盗罪の構成要件的に言いますと、反抗を抑圧された状態に陥ってしまう、その結果、無法な要求に何とか応じなければなら

ないから私がいいますのは、たとえに兇器準備
集合罪に言う凶器とか、それから暴力行為等処罰
二関スル法律違反の凶器とか、よく知りません
が、二つ、三つあると思いますが、そういう凶器
というのは、兇器準備集合罪などというのは、こ
れはそのことでこれから非常な暴力団同士の乱闘
あるいは過激派同士の乱闘というものが行われよ
うとする前に、集合した段階で取り押さえようと
いうことで、この兇器準備集合罪の凶器とい
うのを用法上の凶器ということで考えていくとい
うことも一定の理由はあると思うのですね。し

近に落ておるから、それなら言ふまでもない。なことは言わないので、それなら王選手や皆、いつでもこれをやっているので、可能性があるんで、いなかかなことは言いませんけれども、しかしバットで実際にぶん殴らなくても、いま言ったような、バットであなだ殺すぞとか、あるいはぶん殴るぞと言わなくても、しかし判断によつては、何も言わなくても、バットがあつてそれを振り回しておつたとかいうようなことで逃げるのがちやうちよされたというような場合は、やはり「凶器を示し」になるわけでしょう。ですから私はこの

と、下巻の方の六十五ページから六十六ページであります。これは第五小委員会がA案、B案あるいは別案というようにあったのに基づいて言っておられるのですが「A案においては、本罪が強要罪の特別類型であることに照らし、強要罪の法定刑とあまりかけはなれた刑を規定することはできないが、すでにみたように本罪が悪質かつ卑劣な犯罪であることにかんがみ、これにふさわしい重い刑を定めるべきであるということ、解放軽減の規定を設ける以上、その効果を期するためには

したら解放軽減するという考えをとるということは、私が繰り返す言いますように、この犯行を犯す者が確信犯であつて、目的を遂げなければ絶対に解放しないという場合だけでなしに、規定の仕方自体は、過激派以外のいろいろな人であつても、たまたま思慮の足りなさからこういう犯行を犯したという者も入るわけですから、そして、そういう者にとつてこそ解放軽減の規定というのは一定の意味を持つわけですから、そういう点を考慮して大臣に御答弁を願いたいと思います。

○瀬戸山國務大臣 私どもの立場は、応援演説じやなくて先ほど刑事局長から申し上げたような事情で、解放軽減の規定はこの際は必要でなからう、こういう立場であります。いま正森委員の言われた考え方も一つの考え方だと思ひますが、現状の実態の事案を見ますとそこまでの必要はない、こういう考えでやつておるわけでございます。

○正森委員 私は、大臣に政治的にお話を申し上げたいのですが、私どもも、この法案に該当するものが過激派のみであり、あるいは非常に悪質な暴力団のみであり、そしてその要求が、たとえばこの間のクアランプール事件その他のように、国家等に拘束されておる犯人の釈放等を要求するとか、そういうものである場合なら、この構成要件で解放軽減がなくてもこれはあれですけれども、それ以外のものも含まれるような構成要件になつておるわけですから、そういう点については、刑法改正草案には解放軽減の規定が詳細に入つておるわけですから、刑法改正草案にありますが、そのなかに解放軽減の規定を入れておく。それを抜いてしまつて、今度の法律というのはいささかといふところだけをえり分けて、二階級特進しあるいは三階級特進して、そしてそのエッセンスだけを規定しておるといふ危惧を非常に抱くのです。法律として人質強要罪の類型が必ずしも十分でなかつたから規定する必要があるというところは認めますけれども、そういう気がするわけですが、再度、人質強要罪についての、刑法改正草案

についてはそういうものが全部あつたのに、その中の一番重いところだけをピックアップしてあるという点について——過激派のあんなことがあるからと言われるけれども、しかし構成要件から、過激派だけに適用するとは書いてないわけですからね。

○瀬戸山國務大臣 先ほど申し上げましたように、正森さんの御意見も一つの御意見として承つておるわけでございますが、実は最近の特にハイジャック事件等は、御承知のようにまことに深刻な場面が出ておるわけでございます。でありますから、死刑論の話もたびたびここでも出ますが、あの当時も、こういう犯罪に対しては、やはり要求した段階で死刑に処すべき価値のある犯罪だといふ意見も国会でも相当出たわけでございます。われわれも、そういう御意見は御意見としていろいろ検討いたしました。しかし、これを要求した段階で死刑となると、実際問題としてそういうところがあるかどうかわかりませんけれども、しかし人間でございまして、これは最後のぎりぎりの死刑までするということは、やはり反省の機会を与える一つの材料として、その段階では死刑にすべきでない。死刑に関する国際情勢といひますか、世界的な考え方等も入つておるわけでございますが、やはり人命を何とかして助けたいといふのが大きなねらいでありますから、途中まではそうあつても、人命を殺さないようなことが一番の願いでございます。でありますから、要求しただけでは、殺さなければ死刑になるようなことはいないんだ、こういうことで死刑は外した、これは解放軽減に入るかどうかは別問題として、そこまで考へて立法をしたということは御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 私がいま申し上げたようなことを言ひますのは、過激派だけに適用があるのではなしに、やはり構成要件を充足すればそれ以外のいろいろな、思慮の若干足りない結果起こした人にも、これはど般罰をもつて臨まなくてもいい人にも適用があるというおそれがあるからであります。

す。これはよく引用されておりますから申し上げるまでもないのですが、暴力行為等処罰に関する法律が大正十五年に提案され、成立しましたときの江木國務大臣が「それから労働なり、小作なり、其他水平運動などを、此法律に依つて取締る意思があるかどうか、是は全く云ふ意思を持つて居らぬのであります」云々、「此法律の目的として、労働運動であるとか、或は小作運動であるとか若くは水平運動であるとか云ふが如きものを取締ると云ふ目的は、毛頭持つて居らぬのであります」といふように、たしか本会議だつたと思ひますが、二遍にわたつて同じ発言をしておられるわけですから、それにもかかわらず、暴力行為等処罰に関する法律違反の事案を見ますと、暴力団等だけではないに、一般の大衆団体に非常に適用されたケースがあるといふことでございます。その念のために聞いておる、こういうことになるわけですね。

私がいま江木さんの発言を読みました、大臣は、暴力行為等処罰に関する法律が、暴力団あるいはそれに類するものだけに、一般小作争議や労働運動に適用されたといふことは御存じですか。

○瀬戸山國務大臣 詳細なことを存じません。

○正森委員 法務省……

○伊藤（榮）政府委員 暴力行為等処罰法が労働運動あるいは農民運動に関連して生じた暴力事犯に対して戦前において適用されたといふことは承知いたしております。戦後は、御承知のように労働基本権が憲法上保障されまして、労働運動に不当な干渉をするといふことはもちろん政府全体として努めて避けておるわけでございますが、労働争議の争議行為そのものではなくて、その争議行為をめぐつて不当な暴力行使による違法行為、こういうものが行われました場合には、時に暴力行為等処罰法による共同暴行とか、そういう規定が適用された例が戦後も存在するといふことは承知しております。

○正森委員 警察庁、警察庁の「犯罪統計書」がございすね。「犯罪統計書」でおよその傾向を言つて下さい。

○小池説明員 暴力行為等処罰に関する法律で検挙した検挙件数、検挙人員の四十一年から五十二年までの傾向を申し上げますと、四十一年は、検挙件数七百八十九件、人員一万四千四百七十九人でございまして、それが徐々に減少してまいりまして、五十二年では、検挙件数四千六百八十二件、人員一万八千八百八十人、こんな状況になつております。

○正森委員 そのうち暴力団事件の件数と人員は幾らですか。

○小池説明員 お答えいたします。

四十一年中検挙件数七百八十九件のうち、いわゆる暴力団事件の件数は二千八百九十一件、人員で言いますと、一万四千四百七十九人の総件数に對しまして、暴力団関係が四千七十一人でございす。それから最近の五十二年では、検挙件数四千六百八十二件に對しまして、暴力団事件が二千五百十六件、それから人員にして、一万八千八百八十人の総件数に對して四千二百五十二人、こういう状況でございます。

○正森委員 私はここに少し古い犯罪統計書も持つておりますが、たとえば昭和三十八年といふのをとつてみますと、総件数が四千四百五十五件で、暴力団事件が二千六十三件、人員は九千二百四十二人で、暴力団事件は三千六百四十三人といふことで、ここに全部統計がありますけれども、読み上げると時間が長くなりますから全部省略します。しかし、こういうのを見ていきますと、大体事件の多い少ないはございまして、件数では二分の一が暴力団関係者である、人員で二分の一以下、ときには三、四割ぐらゐが暴力団関係者であるといふことは統計上言へると思ひますね。といふことは、それ以外の半数あるいは六割ぐらゐは、初めの江木さんの国会での答弁にもかかわらず、暴力団関係者以外に適用されておるということになるわけですから、本件も過激派の取り締まりに適用するといふことでございます。

れども、しかし実際問題としては、過激派に適用されるだけではない、特に第一条については、それ以外の若干の思慮に欠けた、そして構成要件該当事実に触れるような行為をした国民に適用される可能性は依然として残っており、こう思うのです。ですから、局長に伺いますが、あなた方は本法を提出される提案理由には過激派対策ということを非常に強調しておられますけれども、しかし法律はできた以上はひとり歩きするわけですから、できてしまった以上は、構成要件に該当する限りは、それが過激派であろうと何人であろうと適用するということに思っておられるのじゃないですか。それともかつての江木さんのように、そういうことはございせん、法律制定の段階だけでも過激派にだけ適用いたしますというように答弁しますか。

○伊藤(榮)政府委員 刑罰法令でありますから、構成要件に該当する場合には適用がございせん。たとえば、過激派でない者が犯しました最近の事件をとってみますと、長崎のいわゆるバスジャック事件、これは明らかに構成要件に該当すると認められますので、あのような事件が今後あればこれが適用になるものと思ひます。

○正森委員 長崎のバスジャック事件だけでなく、おおよそ構成要件に該当する場合にはやはり適用するという考えでしよう、言うまでもないことですから。

○伊藤(榮)政府委員 適用するとかなくとも、ことよりも、構成要件に該当する行為があればこの条文によつて処罰をされる、こういうことでございせん。

○正森委員 大臣、時間でございますから、御退席いただく前に一言だけ伺っておきたいと思ひます。

いま約一時間にわたつていろいろ伺ひましたのは、いま刑事局長がいみじくもそう答へられたように、刑罰法規である以上は、構成要件に該当する場合に該当するものとして処置する、こういうことに当然ならざるを得ないわけで、幾ら法案

の提案説明のときには過激派あるいはこれに類する凶暴な事犯というように言つてしましても、問題によつては二人以上共同して凶器を示して、その凶器は用法上の凶器で、わりとちゃんしたものがある、要求自体も歯牙にもかけない足らぬとは言ひぬにしても、非常に子供じみた要求もあるという場合でも、この法律は適用になるのです。そうだとすると、やはり刑が一般類型として無期もしくは五年以上の懲役であり、解放減輕の規定もないというようなことは、政治的には問題があるというように私も思つては考へざるを得ないのです。これについて何らかの形でしほりをかけられるお氣持ちはございせんか。

○瀬戸山国務大臣 いかがでしょうか、私が承知しておりますのでしたけれども、先ほどずっと以前の江木司法大臣の国会での答弁を引用されました。暴力行為等処罰の法律ができて、これはそういうもののねらいでやるわけでありました。したがつて労働争議その他に適用すべきものではない、これはあたりまえのことでございます。ただし、労働争議であろうがほかのことであろうが、その法律に適用される、これは労働争議以外のことでありますから、適用されるような事案が起これば、法律としては取り締まらなければならぬ、こういうことになるのじゃないかと思ひます。

この法律でもそうでございまして、多くの事犯は過激派等によつて起る場合がある、これに対して対策を立てなければならぬ、対応しなければならぬ、そのための法律であります、いわゆる世間で言う過激派以外でも、これと同じような犯罪が起これば、これは取り締まらざるを得ないわけ、これは過激派以外だからいいのだというわけにいかぬ。ねらいは多くの場合、過激派がああいうことをやっておるから、これに対しては国家治安上といひますか、国民生活上これに对应策を講じなければならぬ、その以外はこういうことをやってもいいのだというわけにはいかぬのじゃないでしょうか。

○正森委員 私の質問を必ずしも正確に御理解で

ないと思ひますが、私はいままで一度もこういうことをやってもいいというようなことを言つたことはない、そういう聞き方をされておると困るのです。ただ、構成要件自体としては、過激派だけでなしに、思慮の浅いことからつい犯してしまつたというものもあるのだから、そういうものについて「凶器」というところを嚴重にするとか、あるいは構成要件の下限をもう少し考へるとか、そういう配慮が必要ではないかと言つてゐるので、そういうことをやってもいいというようないことは一遍も言つていないのです。そんな考へ違ひをしてもらつては困る。

○瀬戸山国務大臣 やつてもいいとおつしやうたとは言わぬのですけれども、そのほかに適用してはならぬようなことではないということでございます。

ただ、いまおつしやうたように、これはいつの場合でも同じであります、同じ形の犯罪でも、よく調べてみると、これは思慮が浅かつたとか、えらいおかしいことだというような場合には、これは酌量減輕に應ずる一般刑法の原則があるわけでございますから、形が同じだから形が同じように罰しなければならぬということではないのじゃないかと思ひます。

○正森委員 これ以上論争はしませんけれども、幾ら酌量減輕をしようにも、下限が決まつておれば、酌量減輕では一回できる場合、二回できる場合がありまして、一定以上に重ければ幾ら下げようと思つてもそれ以上は下げられないという限度があるわけ、爆発物取締罰則の場合は七年以上の有期懲役、こうなつておれば、一度減輕しましても三年半で、その場合には、事情から言つてどれだけ執行猶予をつけようと思つてもつけられない、こういうことにもなり得るわけです。ですから、その点についての問題点を指摘しておる、こういうわけでありまして。

そこで、警察庁に伺ひたいと思ひますが、過激派による人質強要の犯人で、現在までにつかまつたのがおりますか。

○福井説明員 まず、四十五年三月三十一日の日航機「よど号」ハイジャック事件でございせんが、これの実行犯九人は、委員御承知のように北朝鮮へ行つております。ただ、これの謀議等に参画しました人物七人を逮捕しております。それから、これの前段の、たとえば資金を得るための強盗予備とか犯人藏匿等で六人を検挙しております。

それから、四十七年の二月十九日から二十八日にかけての浅間山荘の事件でございせんが、これは二月の七日に榛名湖畔で不審な車を見つけたのが発端で一連の事件を検挙するわけでございせんが、浅間山荘に十九日から二十八日の間、管理人の細君を人質にして立てこもつた犯人五人を含めまして十七人を検挙しております。これは明示の要求行為はございせんけれども、やはり安全に自分たちをどこかに逃亡させるといった暗示の要求は含まれてゐるだらう、こういう事犯でございせん。

それから、四十八年の七月の二十日にパリ発東京行きの日航機が五人の犯人に乗取られております。これは残念ながら検挙者は出しておりませんが、この五人の中に一人日本人が含まれておるといふことで捜査をやっておりますが、日本赤軍の中のいわゆるコマンドとしてかなり名のあつた人物ではないかというところで捜査をやつておる事犯でございせん。

それから、四十九年の一月三十一日のシンガポール事件でございせんが、シンガポールにありましてシェルの石油製油所を四人の犯人が砲撃して、フェリーボートに立てこもつて、このボートに乗つておりました五人の乗員を人質にして海外へ逃亡するための飛行機を要求する等した事犯でございせんが、この四人の犯人の中には日本人が二人含まれておるといふことで捜査をしております。それから、この事件に関連をしまして、またこのシンガポール事件が進行中の時点で、二月の六日に在クウェートの日本大使館が五人の犯人に占拠をされる事犯でございまして、PFLPと名の

っているゲリラでございますが、一連の事件について捜査をやっておる、こういうことでございませう。

それから、四十九年の九月十三日にオランダにありましてフランス大使館を三人の日本人ゲリラが占拠をしまして、当時フランスに拘禁されておりました日本赤軍の古家優と名の人物の解放を要求した事犯でございますが、これでは、その後、ストックホルム事件で逮捕しました西川純の調べる等を通じて三人の犯人を割り出してございませう。さらにこの実行犯以外に謀議に参画した重信房子、吉村和江、これも国際手配に付しておる、こういうのがございませう。

それから五十年の八月四日に例のクアラルンプール事件がございましたけれども、これは日本赤軍と思われる五人の犯人が実行したわけでございませう。これでは、その後の捜査で奥平純三を逮捕したわけでございませうが、残念ながら昨年九月二十八日の日航機乗取り事件で国外へ連れ去られた、こういうことでございませう。

それから、一番新しい事件が昨年の九月二十八日の日航機乗取り事件でございませうけれども、これでは実行犯五人のうち四人を割り出して国際手配に付しておる、こういう状況でございませう。

○正森委員 この種事犯は捜査、逮捕が非常に困難であるということばかりですが、いま御説明がありましたのを聞いてみましても、一部国内での共謀した者等を逮捕されたというのは非常に御苦労であつたと思ひますが、せつかつとつかまえて起訴したのをまた要求されて釈放したり、実際上、ハイジャック等をやつて人質で重大な要求をした者を国内で現実に処罰してしまふということができにくい状態であるということは非常に遺憾に思ふのです。

それで、時間が大分たちましたのでごく簡単に結構ですが、この間の成田空港の管制塔の事件について、管制塔の十六階には約五人の管制官がいたのです。あれが屋上へ逃げて、しかも屋上

まで追跡してこなかったからよかったです、追跡してくればあの五人は人質になり得る可能性は否定できなかったのではないのですか。

○福井説明員 これは現在捜査中でございませう。で、事実関係の詰めを残念ながら正確に時間を追つて申し上げかねるわけでございませうけれども、大体例のマンホールから出てきた犯人らが入つていった、一時ごろというふうに入らしてございませうが、これから始まるわけでございませう。犯人が正門の入口から入りまして、エレベーターが三つございませうが、一番左のエレベーターは三階までしか参りません。三階から十三階まで直行でございませうけれども、どう入つてすぐにあつたエレベーターに乗つたという状況がいままでの調べでは事実のようでございませうから、そうしますと、右側か真ん中のエレベーターを使つて、それも七階にはガードマンがおりますので、これは気がついておりません、恐らく八階まで直行したであろう、こういうふうに見えております。そして後、階段を駆け上つて、十六階に通じます十五階に実は電子ロックのかかつておるドアがございませうが、恐らくそこへ行つて入れずに十四階へ戻つて、十四階の北側にあります非常口から彼らは外に出た。外に出た後、今度は警察官等が追つてこれなように、外側からとにかくあけられないような措置を講じた。こういう状況の後警察官が行くわけでございませうけれども、火災びん等が飛んでくることを警戒しながら階段を駆け上つておりますので若干の時間はかかつておりますが、警察官が行つて十四階のマイクロー線窓のドア、二つございませうけれども、最初のドアを引いて、すぐにあいたようございませう。それから中のドアは若干、今度は押すドアですが、これは若干あいておつたということで、中が見える状況。すでに火災びんが一部投げられておるし、中は若干荒らされておる状況であつたようですが、それを見届けてすぐ今度は十六階に通ずる十五階のドアのところに付いておるわけですが、そこで警察官だからあけるようにということをやつておるわけですが、

その時点ではすでに応答がございませうので、恐らく管制官は離脱した後であつたらう、こういうふうに見えております。

これのよしあしはなかなか論じられせんけれども、実は電子ロックをわれわれも過信をしておつたわけでございませうが、火災びんを電子ロックのかかつてドアの外側である程度投げられておるようですが、その煙がドアの周辺に、いわゆる非常にがんじょうな、網戸というよりもつとがんにような鉄の格子みたいなものを御想像いただければよろしいわけでございませう。空気の流通をよくするための部分がございませう。そこから煙が入つておりますが、こういうものを見て退避をされたようですが、電子ロックというものをわれわれも過信しておつたように、非常にがんじょうなものであれば、まだその時点では、犯人らが入つてくるまではある程度の時間はあつたわけでございませうから、二十分程度あつたのではなからうかと思ひますけれども、いや、このロックは大丈夫なんだから容易には入つてこれないということ、人質等にも容易には、この中にいる限りは大丈夫といった自信があればよろしかつたであらう、こういうふうに見えております。もつとも物理的にはがんじょうなものでして、犯人らもあけることができませんでして、われわれの方の機動隊がエンジンカッター等であけようとしてもあかなかつたというほどががんじょうなものではございませうけれども、心理的には不安になつて、そういう時点で離脱をされた、こういう実態があつたようございませう。

○正森委員 私の質問の趣旨も必ずしも正確でなかつたと思ひますが、いま御説明になりましたようなことは地方行政委員会、運輸委員会等で質疑がございまして、私も一部傍聴に参つて知つておるわけですが、私がいまここで聞きたかつたのは、屋上へ離脱したでしょう。その後北側からいりやうの第四インター等の連中がハンマーでガラス戸をぶちやぶちやぶち入りましたね。それで管制官は屋上へ離脱したのですが、その屋上へ離脱する入り口というのは屋上からあけられないようになっていたのか。あるいは、十六階に入りさえすればそれがあくようになつていたら、第四インターの連中が屋上へ行つて、おつてこいということ、その五人を人質にするような状態はあり得たのか、こういうことを聞いておるのです。

○福井説明員 十六階から屋上へ出ますのは二重のハッチになつておるようございませう。最初管制官五人おられたようですが、五人とも屋上へ出られてハッチを閉めようとしたら、下のハッチがあいておる。そのままでは閉められない。ですから、そのままの状況ですと、犯人らにここから屋上へ出たことを察知されるということ、管制官の一人がもう一度十六階へ戻られたようございませう。そして、電気スタンドのコードでいりやうな一段目のハッチを縛つて、それで引き上げて、結局一段目も二段目もふたをして、さらにその上に若干はしご何かを載つておられたようですが、これも、一見そこから上に出たことがわからないようなことをやられたようございませう。ですから、そういう程度の時間的な余裕はあつたと申しませう、というのがいまつかんでおる事実関係でございませう。

○正森委員 この人質処罰の法律の審議の一環として、成田空港の場合も、一番大事なところの五名が人質になる可能性があつたのじゃないか、そして、不法な要求をすれば、ただ中がめちやめちやにつぶれておるといふだけ以上の重大な事態もまた発生したのじゃないか、こう思われるのでいまの質問をしたわけですが、それに関連して、きょうは運輸委員会の質問や地方行政委員会の質問ではありませうから限度は心得ておりますが、しばらくの間私が疑問に思つておることを人質に関連して聞いておきたい、こう思ふのです。

私が非常に疑問に思ひますのは、地方行政委員会ではいろいろ質問があり、すでに答弁も一部あるようですが、あなた方は一万四千人近い部隊を動員して、一番心臓部である管制塔の入り口付近に何名の部隊を配置しておられたのですか。あそこは一萬四千人もおられるわけですから、私

は警察の編成は知りませんが、最小限安閑口付近に一個大隊ぐらい置いておかれればあいう事態は十分防げたのではないですか。

○福井説明員 あの手態が起りました時点で、大まかな状況を申し上げますと、一つは、三里塚の第一公園に集まりました八千人、そのうちの四千五百人が極左暴力集団でございますが、そのデモが出発をしておる、こういう状況でございます。それともう一つは、菱田小学校跡に集まりましたインスター等の集団、それが三つに分かれておるわけですが、途中は省きますけれども、七百人が旧星華学院のグラウンドの方へ行っており、こういう状況でございます。それから四百人が横堀の方へ行くわけですが、さらにそれが分かれて三百人が第五ゲートの方へ行っており、例の航空保安協会の研修センターに火炎びん等を投げて機動隊員に規制をされるわけですが、そういう状況が一つあるわけですが、それから、この四百人のうちの百人は横堀の方へ行きまして、これも部隊に規制をされて、二十五人が逮捕されております。

それから、星華学院の方へ行つた七百人ですが、このうちの一部九人が四台の車に乗って東峰十字路の方へ行っており、その四台の車のうちの二台をそこで自分たちで焼いて、結局道路を一部通れない状況をつくってしまった。そして残りの車二台で第九ゲートに入ってくるわけでございます。それから星華学院に集まった七百人、大体七百といふことでよろしいわけですが、これが朝日台三差路の方へ来るわけでございます。この場所が部隊の規制を受けております。四百人が規制を受けて、そのうちの二十八人がそこで逮捕されておるわけですが、それから、その四百人は大体そこでこちらの規制を受けたということです。それで規制を受けて、前の方に残つておつた三百人が車二台を先頭にして八の二ゲートから入ってくる、こういう状況があったわけですが、

ですから、そういうデモに対する警戒、それから横堀方面のそういう警戒がございます。そういう状況の中で部隊の運用をやつておつたわけですが、

けれども、管制塔の付近には、管制塔を含めての警戒に当たつておる部隊が二百二十いたというふうに記憶しております。もともとこれは管制塔だけでございまして、あの地域の警戒に当たつたという機動隊でございます。ですから、管制塔そのものは、電子ロックを過信しておつたということがございまして、空港署の警員四十五人程度で警戒しておつた、こういう状況でございます。

○正森委員 私はいまの質問をしておりますのは、法律をつくることも非常に大事だけれども、それ以前に、警察としてそういうのを防止し、鎮圧するということも大事ではないかということを一言申し上げたいために言つておるわけですが、

それで、電子ロックを過信しておられたようですけれども、電子ロックは数カ所にあつたようですけれども、十六階だけではなしに十三階にも非常に重要な機器があつたようであり、それでいろいろな過激派が乱入してくるというのに、一万四千人もおる部隊の中の数十名しかそこにはいないといふことは非常に問題があるわけですが、全体で千数百名しかいないというなら、これはあつちやつち手当てをしなればならぬといふことはわかりませんが、

私は、私は最高司令部及び幕僚の方にはむしろ重大な欠陥があつたのではないかと。個々の警察官はよくがんばつたといふことは多くの場合言えるでしょうけれども、肝心の指揮をすべき最高指揮者と参謀に、戦争の何たるかを知らない、人を得ない点があつたのではないかと、あるいは手落ちがあつたのではないかと、あるいは非常に不十分である。そういう点は私の方から一言だけ申し上げておきたいと思ふのです。

あと二、三点ですが、成田の青写真を入手しておつたのじゃないかといふことで、コマンドたちが縦四十七センチ、横七十七センチの管制塔周辺の青写真を示して、マンホールから地下水道伝ひの侵入ルートを示したといふことで、前田という男が

前日にそういうことをやつておる。これは空港内部に通報者がいたのではないかといふことが広く言われておるわけですが、あるいはマンホールを出てから一直線に裏口に行つて、その裏口のかんぬきが外れておつたとかといふような説もある。といふことになりましたと、そういう点については現在捜査中でしょうけれども、十分にその可能性があるものとして捜査をしているのですか。

○福井説明員 前田といふのが管制塔の十六階管制室へ侵入したと申しますが、あの十五人なり二十人ぐらゐのグループのリーダーではなからうかといふ推定は一応しておりますが、この人物、詳細をこちらに話すような状況ではまだございませんで、写真を示して云々といふようなことを本人から聞ける状況ではございません。

それから管制塔裏の通用口云々といふのがございませうけれども、これは確かに彼らが出たと思われる京成空港駅の付近のマンホールから約七十七メートルいづゆる構内の三号線寄りへ申しますと、三メートル道路をこちらの方へ参りますと、三メートルばかりのフェンスが十八メートルばかり引込みまして、その部分に三メートル、三メートル、合計六メートルの外開きのいわゆる通用口がございまして、これが確かに当時あつておつたといふ状況があるようにございまして、ですから、その部分から管制塔前の庭と申しますか、そちらの方へ行つたことは十分あり得ると思ひますが、恐らくそうであらう、こういうふうには見ております。

それから、さつき部隊の全般的な運用に責任があるのじゃないかといふことでございまして、けれども、さつき大まかな彼らの動きを申し上げましたが、それぞれ規制をしつゝ検挙をしていられるわけでございます。航空保安協会の方へ来た三百は規制しておりますし、横堀の方に行つたのは規制をして二十五人逮捕しておりますし、それから星華学院から朝日台三差路の方へ来たのは二十八人を検挙しておりますし、ハゲのところまで四人をまた検挙しておるわけですが、

管制塔の中に入った、これは入られたことはまことに申しわけないと思つておりますけれども、十五人は逮捕いたしましたし、それから九ゲートから入つてきた九人はもちろん逮捕しておりますし、それから八の二ゲートから入つてきた車二台を先頭にした三百人も、三十四人は中で逮捕をして、あとは排除をしておるわけですが、ですから、全体の部隊の配置に大きな誤りがあったといふふうには考えておりません。管制塔へ入られましたのは、この全般の運用とは別の、マンホールから出てきた組でございまして、この実査は不十分であつた、これは重々反省しておりますが、実際の部隊の運用とは別の、いわゆるマンホール組に入られた、こういう状況でございます。

○正森委員 最後に、マンホールの検索その他、その方のゲリラに注意を向けてなかつた非をお認めになりましたから、あえて言ひません。しかし、課長、私は今度の事件を見ておりますと、相模原の戦いを非常に思い出さるのです。あのときは、われわれは立川文庫その他講談で読みますと、今川義元が数万の大軍を率いていくわけですね。それで織田信長との果敢で丸根、鷺津のとりでなどは落として、それそれ数百人の織田勢を討ち取つて勝利を上げるわけだけれども、肝心の今川義元の本陣は防備が薄くて、そして折からのあらしの中で警戒不十分であつた。そこをわずかな名か、せいぜい二、三千の小勢に急襲されて、結局大將が首を取られてしまふわけでしょう。そして、結局上落しようといふのは、さつきとひっくり返さなければいかぬ。あなた方は一万四千の部隊で第二要塞や何やらいかにほどやりまして、一番中心のところの首を取られたら、結局開港は一月なり二月なりおくれるといふことになるので、事の輕重を判断して部隊配置を行うといふ点で、やはり手落ちがあつた。しかも、ゲリラがそういうぐあひに入つてくるマンホール等の検索を怠つたといふことは、それは相乗作用を起しておると思ふことは、やはり指摘せざるを得ないと思ふのです。法務大臣は国家公安委員長で

はありませんから、答弁の責任は必ずしもないかもしれませんが、せつかくいまでおられたわけですから、政府の關係政治家として御意見を承りたいと思うのです。

○福井説明員 五月二十日に開港日も設定されておりますので、ここであつたこと、あつたことが悪かつたことが悪かつたことを、内部的な責任おつつけのようなことは誠に慎まなければならぬこととありますが、ただ、管制塔に入られたという点につきまして重々反省をしております。

そこで、開港日に向けてまして、運輸省なり公団なり關係当局との關係を一層緊密にしまして、しかも、そういう当局で、空港そのものなり開港の施設について、人的、物的な防衛体制の整備をしていただく、これについては具体的申し入れをしております。それと相まって、所要の警察部隊の警備を強化をして、とにかく三・二六事件を前向きに生かして、五月二十日の開港を万全の体制でやり遂げたい、こういうふうな考えをしております。

○青木政府委員 直接の担当ではございませんし、また、いま捜査中でございますので、何とも申し上げられませんが、結果から見まして、管制塔にあらう人が乱入して機器を壊したということは事実でございますので、政府の一員といたしまして、やはりそれなりの手落ちがあることは認めざるを得ないと思ひますし、また、責任も痛感しておる次第でございます。

○正森委員 これで質問を終わりたいと思ひますが、警察庁、最後に一つだけ御注意申し上げて、もし調べられるなら調べていただきたいことがあるのです。

それは、私はここに「三里塚闘争ニュース」という、連帯する会ニュース一九七八年三月二十七日号外のコピーを持っております。これは「三・二六空港突入、管制塔占拠ノ三月開港策動打ち砕く」ということで、三重塚闘争に連帯する会というものが発行しているものですね。これには一面の一番上段の目抜きところに「占拠され破壊さ

れた管制塔」という大きな写真が載つておるわけですが、これは角度から見ても、明らかにヘリコプターからでなければ写せないものであります。非常に奇妙なことに、それから三、四日たちました三月三十一日のある新聞の夕刊に、それと全く同じ写真が載つておるのです。これは私は頭微塵もたいなものに拡大してよく見てみましたけれども、屋上に立つておられます五人の管制官の位置及び太陽の影、それまでも全部そっくり一緒です。ですから、これは恐らくは同一の写真であらうというように思われます。そうだとしますと、当時第四インターその他の過激派の連中がヘリコプターを飛ばしておつたということとは証拠上認められないわけですから、この写真は新聞社から、あるいは新聞以外の同一の第三者がヘリコプターで撮つて、それを新聞社と三里塚闘争に連帯する会に提供したというように見るを得ないと思ひます。そうしますと、私は、これは非常に考えてみなければならぬ問題を含んでおるというように思ふわけでありまして、そういう事実をつかんでおられるのかどうか、もしつかんでおられるとすれば、どういふようにその關係をお考えになつてゐるか、伺いたいと思ひます。

○福井説明員 三里塚闘争に連帯する会と申しますのは、これはあの闘争に参加をしております市民団体の有力なものの一つでございますが、第四インター日本支部の影響と申しますか、そういうものが強い団体である、こういうふうに見ております。そういうもののいゝわゆるピラに、しかも新聞に出るよりも早く写真が出るということは、まことに奇妙なことであるというふうに私たちの方でも実は注目しております。ただ、こういうことは軽々に決断を出すわけにまいりませんので、しかも、開港日に向けて、いゝゆる幅広い国民の理解と協力と申しますか、そういうものに立つてわれわれも警備をしていかなくちやならぬわけでございますから、報道關係に対して協力を求めなくてはならぬ部分もいろいろ多いわけでございますが、事實は事實として、十分に調査を進めて

まいりたい。

ただ、一般論と申しますか、この問題を離れまして、現地で反対運動に取り組んでおる人たち、あるいは極左暴力集団のところへ行つて取材をするのに、彼らににらまれるとなかなか取材をしづらいという実態があるようでございますけれども、これはこの事実と別にしてそういうことがあつては慎重に検討してみたい、こういうふうに考えております。

○正森委員 私は、報道の自由等にいささかも干渉しようなどとは思つていないのです。しかし、いま課長がいみじくも言いましたように、彼らのところへ取材に行くのに何かおみやげを持つていかなければいかぬと、そうはおつしやいませんでしたけれども、にらまれては困るというような御発言がありましたけれども、福田総理も本会議の答弁の中で、いままで政府も国民も寛容過ぎたのじゃないかというふうな発言をわざわざしておられるわけですね。ですから、いま非常に問題が一面であるのじゃないかという、構成要件で無期もしくは五年以上の懲役という非常に重い罪を基本類型として定めるということ、国民全体がそういう政府の要望にこたえていろいろやるべきことはやろうとおつたときに、写真をそういう第四インターの影響を受けたところへ提供するということは、これは私は何か違法行為に触れるとかなんとかいう意味で言っているのではないのですけれども、これは国民の一人として非常に疑問に思ふ。ですから、そういう点についても、もし報道の自由に干渉しない程度でわかることがあれば、これは無事に開港してからでも結構ですから、一度お知らせ願ひたいということを要望して、私の質問を終わります。

○山崎(武)委員長代理 次回は、来たる四月十四日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

昭和五十三年四月二十一日印刷

昭和五十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D